

三つの「自由主義」観

——河合栄治郎・矢内原忠雄・鈴木安蔵の論争から——

竹中佳彦

はじめに

- 一 河合栄治郎の「自由主義」観
 - 二 矢内原忠雄の「自由主義」観
 - 三 鈴木安蔵の「自由主義」観
- 結び

はじめに

政治学——あるいは経済学などを含め広く社会科学——において、政治評論においても、「自由主義」及びその複合語・派生語がよく用いられる。「自由主義経済」「自由主義陣営」「リベラル」「オールド・リベラリスト」「リバタリアニズム」「自由主義的反動」「自由主義的保守主義」「利益集団自由主義」、あるいは歴史上何度も現れる「新自由主義」など、枚挙に暇がない。私たちは、「自由主義」についてある程度のイ

三つの「自由主義」観

メージを共有しており、したがってそれほど綿密な検討をせずともわかると考えている。だが私たちは、ここに列挙した言葉に使われている「自由主義」がすべて同じ概念ではないことを臆気を感じていながら、その異同をあまり明確に記述することができないように思われる。

日本で「自由主義者」と言えば、どういう人が思い出されるであろうか。「自由主義者」と呼ばれる人は多いが、「自由主義者」を自称する人は意外と少ない。すぐに思いつくのは、河合栄治郎や石橋湛山、清沢冽といった人々である。戦前・戦中の日本については、河合など、マルクス主義者の次に弾圧の対象になった一群の人々を「自由主義者」と呼ぶことが多い。

ところが清沢自身は、「普通に云はれるところの自由主義者の立場」にはなく、「リベラリズムは『中庸的進歩主義』といふ心構えとしては……永遠に残る」^{『ドクトリン』}だろうが、「主義

としては……社会主義と結びつく」だろうと述べている。他方で彼は、日本で「自由主義者」と呼ばれる例がそれにとどまらないことを示している。すなわち「もし自由主義といふ文字が、普通、新聞などで見られるやうに国粹的、フアツシヨ的なものに対蹠する政治思想だとすれば、一九三五年当時の支配機構を占める西園寺公望、牧野伸顕、一木喜徳郎らは『自由主義』人」だし、「自由主義に反対する本拠と見られる部門から押され」た荒木貞夫、林銑十郎、岡田啓介などの軍人も「自由主義」化」されているのである¹⁾。

このように青年将校たちから「君側の奸」呼ばわりされた元老・重臣らのいわゆる「宮廷リベラリズム」も、「自由主義」と呼ばれている。二・二六事件後、広田弘毅内閣の外相に擬せられた吉田茂は、「親英米派」「自由主義者」の「烙印」を軍部から押されていたために入閣できなかったし、日独防共協定に反対したため、「反軍思想の持主」²⁾「自由主義者」とみなされた。³⁾「二・二六事件に伴う体制のイデオロギー的再編成によって、吉田は河合と同じ『自由主義者』として分類されることになった」という事実は、しかし河合の「自由主義」と吉田の「自由主義」とが一致することを意味するわけではなからう。「吉田を始めとする日本の（自称）『リベラリスト』の多くに」は、「政治的自由主義の思想が」欠けて

その当時、「自由主義者」と呼ばれたのは、それなりの理由があるからだろう。ただ、そうなること「自由主義者」は、軍国主義者あるいはフアシストではなく、かつ共産主義者・社会主義者でもない人というように最広義に捉えるか、政党政治と幣原外交の信奉者という個別具体的な——常々持つているという意味では確かに「主義」ではあつても、体系性・普遍性のない——定義に甘んじることになる。それらが誤りというわけではないが、日本の戦時期の体制に対する「フアシズム」概念の適用への多大な批判と対照的に、「自由主義」概念の使用には慎重さが欠けていたように思われる。

一体、日本において「自由主義」とは何だったのか。本稿の第一の目的は、日本で「自由主義」が最も論じられた時期に、それが、複数の立場からどのように認識されていたかを具体的に見ていくことである。冒頭の課題を果たすには、時間・空間を広く見渡すことが不可欠であるが、本稿は一部を切り取っているだけで全くその任に堪えない。しかし日本の「自由主義者」が実際に「自由主義」をどう捉えていたかを明らかにすることは必要である⁴⁾。

これを果たす最適な一つの方法は、日本で自他ともに許す数少ない体系的な「自由主義者」河合栄治郎（一八九一—一九四四年）の「自由主義」観を中心に置き、それを彼の議論への批判と対照させてみることだろう。もっとも、ここでは、

宮廷リベラリズムと対比するのではなく、思想的含意が大きく、かつこれまで河合と対置されることがなかった二つの批判を取り上げたい。一つは、やはり「自由主義者」に分類されることのある無教会派キリスト教者・矢内原忠雄（一九三二—一九六一年）が早い段階で行った批判であり、もう一つは、河合の活躍の絶頂期にマルクス主義者・鈴木安蔵（一九〇四—一九八三年）が行った批判である。したがって本稿の第二の目的は、当然のことながら、三者のイデオロギー、社会観の違いを明確にすることである。さらに自ずと、「自由主義」と「共産主義」が、なぜ軍国主義的潮流に連帯して対抗しえなかつたかが明らかにならう。これが本稿の第三の目的である。

一 河合栄治郎の「自由主義」観

左右に抗する「戦鬪的自由主義者」

河合栄治郎は、徹底したマルクス主義への批判者であった。一九三一年、文部省が、マルクス主義の蔓延を恐れて、学生思想善導のために「学生思想問題調査会」を設置したとき、蠟山政道とともに河合もその委員になるよう懇請された。それは、彼が反マルクス主義を鮮明にしていたからであ

らう。河合は、大学生や旧制高校生に対して開かれた「当局主催の『思想善導』のための講演会へは、……たびたび出かけ」た。そのため河合は、左翼陣営から「反動教授」と呼ばれた。ただ、河合と蠟山の意見は、少数意見ではあった。また河合の一九三二年からの二度めのヨーロッパ留学の目的も、壮大な体系を持つマルクス主義を研究してそれを批判するためであった。蠟山は、国家主義・ファシズム的な潮流の危険さを河合に説いたというが、留学前の河合は、それを深刻なものと考えていなかった。

しかしマルクス主義の凋落後、やがて彼は、国家主義・ファシズムへの批判者となった。河合は、「私〔河合——引用者〕自身が過去数年間反動の汚名を負いながら反対して来たマルキシズムが、思想界から凋落しかけたことは、私にとつて会心のことでないではなかつた。然し日本がファシヨ的に転回しつつあることは、更により悲しむべきことだと思われた」と言う。そこで彼は、時事問題も積極的に論じ、五・一五事件、滝川事件、天皇機関説事件、二・二六事件などを痛烈に批判した。

周知のように、その言論活動のために彼は右翼や文部省、軍部などの圧迫を受け、それは一九三八年十月、『社会政策原理』『ファシズム批判』『時局と自由主義』『第二学生生活』の発禁という形になって現れた。彼は一九三九年一月、いわ

ゆる平賀肅学によつて経済学部の休職を命ぜられ、二月には出版法一七条違反として東京地方裁判所に起訴された。彼の晩年は裁判に費やされ、一九四三年六月、大審院で有罪が確定する。一九四四年二月に没した彼は、左右に抗した「戦闘的自由主義者」としてその名を歴史にとどめている。

自由放任主義から社会改良主義へ

河合は、一九三三年、「近頃の日本の思想界に著しき傾向は、フアツシズムの圧倒的勢力とマルキシズムの凋落と自由主義の抬頭とである」と述べている。しかし彼によれば、「近時論壇に於ける自由主義批判の文を見る時に、自由主義に賛成するものも之に反対するものも、一様に自由主義に就いて唯漠然たる概念しか持たないことを見出す」という。「自由主義」が思想界で問題にされるのはそれが初めてではないにもかかわらず、そのような事態に見舞われるのは、「自由主義の本質が何であるかに就いて、充分に究明されていない」ためだという。それは、日本の思想家の怠惰だけによるのではなく、「自由主義」の体系が壮大であり、かつ発展してきたことにもよるのであり、したがって「その為⁽¹²⁾に自由主義に対する全然の無理解か、或はマルキシズムより教えられた自由主義観かに止ま⁽¹³⁾」つていたというわけである。

彼は、「自由主義」の端緒が宗教改革にあるとするものの、

ここではすべての自由がまだ一定の世界観によつてまとめられていなかったとしている。それを最初に行つたのが、フランスの啓蒙思想家だという。ただし啓蒙哲学は、「認識論に於て感覺論を採り、人間観に於て快樂主義を採りつつ、道徳哲学と社会哲学とに於て、自然法の学説を基礎と」する「矛盾した二つの思想を包含していた」とされる。つまり感覺論や快樂主義には経験主義が現れるが、「自然法学説に於ては先天的の理性を認め経験主義は之を否定する」からである。そこで経験主義を貫徹させたのが、ペンサムである。彼は、「認識論に於て感覺論を、人間観に於て快樂主義を、道徳哲学と社会哲学とに於て、『最大多数の最大幸福』を理想とする功利主義」を打ち立てた。ペンサムによつて「自由主義は始めて、その充全なる体系を完備し」、また「資本主義に躍動する世界観」が成立したとされる。

河合によれば、「自由主義の主張する自由」は、生命・財物・移転を含めた「身体上の自由」、「信仰上の自由」、言論・出版を含む「思想上の自由」、集会・労働組合など「団結の自由」、職業・教育・婚姻などの「社会上の自由」、妻・児童の解放である「家族上の自由」、私有財産・營業・契約・貿易など「経済上の自由」、民衆の政治参与である「政治上の自由」、地方分権の「地方的自由」、国家の強制に対する教育・大学・労働組合などの「団体の自由」、民族独立と平和的な問題解決と

いう「国民的自由」の十一個である。つまり「自由主義」の要求は、決して経済的自由の実現だけではないという。「なるほど経済的自由の実現により私有財産制度と自由放任制度とを確立し、資本主義の中心的社会制度は構成されたのではあるが、経済的自由主義は自由主義の単なる一部に止まらず、その運命は自由主義全体の運命を卜することにはならぬ」とされる。

河合に言わせれば、経済的自由主義が「自由主義」そのものとみなされ、したがって経済的自由主義の弊害が「自由主義」の弊害とされるようになったのは、「唯物史観の謬見に囚われるものか、又はその教養の偏狭なる経済学者に」よる誤りだという。事実、河合は次のように言っている。「若し不平等な人間に同一の自由を与えるならば、自由を享有することに不平等が生ぜねばならなくなる」。経済的自由からは、労働者の窮状が生まれた。これを「自由主義者の人道的精神は、坐視するに忍び」ず、経済的自由主義という原理との矛盾に悩むという。そこでミル(John Stuart Mill)が他人と関係する行為においては自由の限界があると示唆し、それをさらに完成させたのがグリーン(Thomas Hill Green)だとしている。

グリーンは、労働者の保護を主張して経済的自由の放棄を説いた。その反面、彼は、資本主義の廃止を必要とは考えず、

三つの「自由主義」観

「此の意味に於て彼(グリーン——引用者)は社会主義者に非ずして社会改良主義者に止まった」。グリーンは、「思想言論の自由」を強く肯定し、「政治的自由」の実現を主張し、経済的自由主義を社会改良主義に置き換えたわけである。その「新自由主義」はさらに、功利主義哲学から理想主義哲学への発展をもたらした。つまり、認識論に於て觀念論をとり、人間観に於て自我満足の念により人間が行為すると認め、自己の人格の成長が道德の理想であり、あらゆる成員の人格の成長が社会の理想であると「されたのである。啓蒙時代からベンサムらの功利主義を経てグリーンらの理想主義に至るまでの「下部構造」——認識論、人間観、道德哲学、社会哲学——について、河合自身がまとめた表を参照されたい。

「自由主義」が自然法哲学・功利主義哲学に基づいていた時には、国家は、「機械的個人主義」によつて、孤立した個人が各人の利害によつて機械的に結びついたものとみなされていた。しかしその哲学が理想主義になると、人間観も変わったとされる。つまり「各個人はそれ自身の中に同胞の成長を希求するの念があり、又自己の成長の爲には集団の生活を必要欠くべからざる存在と考えるに及んで、……集団を離れて個人は全からず、個人と集団とは密接不可分の関係に在る」とされるようになった。こうして集団と個人との関係が、「機械的結合」ではなく、「内面的連鎖」によりて繋がる結

| | 十 八 世 紀 | 十九世紀前期 | 十九世紀後期 |
|------|------------------|--------|---------------|
| 社会哲学 | 社会契約説 | 功利主義 | 理想主義 |
| 道德哲学 | 功利主義及び 自然尊重主義 | 功利主義 | 理想主義 |
| 人間観 | 快樂主義 | 快樂主義 | 理想主義 |
| 認識論 | 經驗論 | 經驗論 | 理想主義 (觀念論) |

(出所) 河合栄治郎「英国社会主義史研究」、『河合栄治郎全集』第五卷、社会思想社、1968年、所収、118頁。

合」と捉えられることによって、「團結の自由」「団体の自由」「国民的自由」という自由の形態が現れてきたと河合は述べている。

「自由主義的社会主義」

しかしグリーンの場合、「資本主義を維持してその枠内に社会問題を解決せんと」したため、資本家・労働者の階級間の搾取・被搾取、支配・隷従を解決することはできない。したがって「あらゆる成員の人格の成長を図るが為に、経済的自由を抛棄した新自由主義は、その論理的帰結を窮極で究めるならば、資本主義を廃止すると云う社会主義にまで到達せねばならない筈である」(圈点——引用者)。こうして「社会改良主義は根本的に解決せず、唯解決を延期するに止まるのであり、「社会改良主義は捨てられなければならない」と主張される。そしてそれに代わって社会主義、つまり「私有財産と自由競争との撤廃にまで往かねばならない」というのである。現代の強制は、国家及び資本主義から生じるのであり、資本主義の強制から民衆を解放するのが社会主義であるわけだ。

ただしその社会主義は、「共産主義」のように「革命主義」「独裁主義」によって到達するのではない。「言論の自由」によって社会主義を鼓吹し普及させ、議会に於て最大多

数の社会主義政党を確立し、その多数決による社会主義法案を通過させることが出来る」というのである。⁽¹⁸⁾

これはすなわち、イギリス労働党の社会主義であり、フェビアン協会の社会主義である。もともと、河合は、自らの「社会主義」は、「私(河合)——引用者」の独自の思想⁽¹⁹⁾であり、イギリス労働党の社会主義にしても、「私に示唆を与えたと止まって、それが其の儘に私の社会主義となつたのではない」としているが、この言は彼自身の裁判(第一審)に提出された上申書であつたことに注意すべきだろう。⁽²⁰⁾

彼は、イギリス社会主義が、「共產主義」と違つて、「思想上の自由」「政治上の自由」という二つの自由を「貴重な自由主義の遺産」として継承したと述べる。つまり経済的自由主義↓社会改良主義↓社会主義、あるいは啓蒙哲学↓功利主義↓理想主義と、「自由主義」は三期にわたつて発展したと彼は捉えるのである。河合によれば、この三つの発展形態は、「自由即ち『強制なき状態』の実現を要求する思想たることに於て、……之を自由主義の一系列の発展形態と目しても不当ではない」という。

そして第三期の「自由主義」は、内容的には「理想主義的社会民主主義とも云うべきもの」だという。あるいは「自由主義的社会主義(liberal socialism)」とか「理想主義的社会主義(idealistic socialism)」とか呼ばれるべきものであるとされ

三つの「自由主義」観

る。河合は、自分の思想はこれに属するのだとしている。もつとも、「自由主義」と「社会主義」とは対立して論じられてきたのだから、説明の方法として、「社会主義を自由主義の発展と云わずして、自由主義は現代に於ては社会主義を採ると云つても差支えはない」ともされているのではあるが。⁽²¹⁾

したがつて河合は言う。「自由主義を資本主義と結び付けて資本主義のイデオロギーだと云う時に、その自由主義とは何れの自由主義を意味するのか、社会主義としての自由主義を信ずるものに対して、原型としての自由主義(経済的自由主義——引用者)に対する批判を加えるも、それは失した批判でなければならぬ。そして河合のことを「従来唯漫然として自由主義者と呼」んできたのは、「偶々吾が思想界の無智と軽率とを表白するものに外ならない」と述べるのである。あるいは「自由放任主義に膠着するものは絶無」であり、「現代に於ける自由主義者が、依然として自由放任主義を主張していると思うものならば、会々論者の無智を表白するに外ならない」とも彼は言う。⁽²²⁾

日本では、社会改良主義は、「自由主義」と関係ない「国家主義の上に立つた社会政策学派」から、社会主義は、「社会主義としての自由主義のない代わりに」マルクス主義から主張された。河合によれば、理想主義の道徳哲学に対立するのは、国家主義、「資本主義を支配しつつある利己主義」、「マ

ルキシズムの唯物論」だとされる。

彼の「理想主義的社會民主主義」の意味の「自由主義」は、「共産主義」に反対することが「右に面する」ことなら「右に面する」し、「國家主義」に反対することが「左に面する」ことなら「左に面する」。しかし「國家主義と資本主義とは一線の路上に位置すると云うほどの単純なものではない、従つて自由主義は左右何れにも属せざる中間に介在するものではなくて、三者（自由主義、國家主義、資本主義——引用者）は三角關係にあつて複雑なる交渉を持つ」という。

「國家社會主義」觀

河合によれば、國家主義は、「日本人の間に確乎不拔の傳統的勢力を有する」という。まず明治初期に獨立に対する外國からの脅威が存在し、また欧米との不平等な地位の改善も求められた。次に朝鮮をめぐつて日清・日露戰爭が起つたように、「日本の隣接國に対する外國の侵略に對抗して、間接に日本の獨立を確実化」しようとした。さらに資本主義も、政府が率先して發達させていくしかなかつた。そして議會制度を初めとする諸制度の撰取も、「民衆の胸奥より溢れ出た自由主義の結晶ではなく、不平等條約改正のためという「奇怪にも國家主義の見地よりして承認された」ものだつた。

他方、河合によると、「日本の社會民主主義」は三つの潮

流がある。第一は、イギリスの社會主義と似た「理想主義的社會主義」で、「眞正の社會民主主義」である。第二は、ドイツ社會民主黨に類似する「マルクス主義の上に立つ社會民主主義」である。第三は、必要があれば暴力革命・独裁も辞さないマルクス主義の社會民主主義で、實際には「共産主義と異なる所」のない「擬似共産主義者」である。第一と第二とは社會民衆黨に属し、第三は労働大衆黨に属するという。

社會民衆黨で多数を占めるのは第二の立場であり、これが、「議會主義と言論自由主義とを守らざるべからざる確乎たる信念」を持たなかつたため、「國家社會主義」に転向したとされる。また第三の立場及び「共産主義者」は、「國際主義たることと日本の國体を破壊するという二点」が社會主義實現の障害とみなし、戰術的に國家主義と妥協し、マルクス主義を離脱したという。

そして「國家社會主義」は、國家主義が、それまでの反國際主義、反議會主義に加えて反資本主義を帯びることによつて社會主義へ接近したものであり、同時にマルクス主義が國家主義へ歩み寄つたものだといふ。「國家社會主義」は、「資本主義のイデオロギーとしての自由主義」と違つて、私有財産制度・自由競争制度を批判し、「個人主義の社會哲学」を批判し、議會主義を批判する。また「國家社會主義」は、マルクス主義と違つて、「階級國家觀」に反対し、「國際主

主義」に反対する。さらに「国家社会主義」は、河合の「理想主義的社会主义民主主義」とは、「国家至上主義」、「侵略主義」、「八革命独裁主義」などをとる点で異なるという。²⁸⁾

マルクス主義との違い

河合は、自身の裁判の上申書の中で、マルクス主義との論戦に際し、「反対思想の或る部分を是認し之を受容することが自然でもあり又効果的でもある」ため、「不知不識の裡に、或る種の譲歩をマルキシズムにしたことがあった」としている。それ故、彼の文章が発表された時期にマルクス主義が盛んだったことを考慮してほしいと述べているのだが、彼がどのような譲歩をしたかは明らかにされていない。²⁹⁾

しかし「或る種の譲歩」にもかかわらず、彼のマルクス主義批判は一貫したものと言える。彼は、「共産主義」が彼の是認する「狭義の社会主義」と異なる点は、「共有さるべき財貨が単に生産手段のみならず、消費財貨にも及ぶ」ことと「革命独裁主義」による実現とにあるとする。ただ、「差当り実行すべき綱領としては消費財貨の共有を埒外に置くとうのであるから、共産主義と狭義の社会主義との改革の内容の差異は、云うに足りないもの」である。したがって「所謂社会民主主義と共産主義との対立の要点」は、「実現の方法として議会主義を採るか、革命独裁主義を採るか」の一点に係

三つの「自由主義」観

つて来る」と述べられている。³⁰⁾

河合によれば、「共産主義」は、国家はブルジョアが剰余価値を搾取するための命令機関だとする「階級国家論」と、社会においてプロレタリアが多数を占めているのに議会で多数を占めないのは議会に民意が反映されていないからだとする議論との二つの誤りに基づく。しかし議会主義による社会主義が不可能だとする論拠は、すべて「革命主義」による社会主義を否定する論拠でもあるという。「それならばこそマルクスは一八七一年と七二年の両年に互って、議会主義による社会主義実現が可能なることを説き、エンゲルスは一八九五年に非合法がブルジョアに有利であり、合法こそプロレタリアにとり有利であると説いたのだと述べる。彼は、「革命主義者」がロシア革命の成功に眩惑されていると言い、したがって「革命主義を清算して社会民主主義の戦線に於て統一することこそ、社会主義にとつて最も有利であり最も急務でなければならぬ」としている。³¹⁾

ところが彼は次のようにも言っている。自分の説く「社会主義」が、「議会主義と結合する社会主義なるが故にとて、単に社会民主主義(social democracy)と呼ぶは適当でない。何故なれば此の言葉は既に或る種のマルキシズムに対して使用されているからである」。「社会民主主義のマルキシズム」とは、ドイツ社会民主党の主張に現れたものを指している。

彼の「社会主義」とマルクス主義との相異点は、第一に、その依拠する哲学が、マルクス主義の場合は「唯物弁証法」なのに対して、彼の「社会主義」は理想主義であることである。「社会民主主義」は、理想主義的になってきたが、完全にそうなたとは言えないという。

第二の違いは、先述したように、「共産主義」が暴力革命・プロレタリア独裁・反対者の弾圧を手段とするのに対して、彼の「社会主義」は、「政治上の自由」により、反対者に思想の自由を与え、少数の独裁を敷かないということである。「社会民主主義」は、議会制を活用し、プロレタリア独裁を否定するが、「思想上の自由」「政治上の自由」の根拠をどこに求めるのか明確でないとされる。

第三の差異は、マルクス主義の場合には「自由主義と社会主義との間に、有機的な聯関を欠いている」のに対して、彼の「社会主義」は、「形式上の自由（思想上の自由・政治上の自由）以外に、「経済上の自由」を除く一切の「実質上の自由」を含め、「自由主義」と一体をなしていることにある。この点に関して、「社会民主主義」は、マルクス主義と同じとされている。

河合は言う。唯物論は、「自由主義や空想的社会主義の哲学が一時代を劃した国に於てこそ、理想主義を撰取して過ちを大きくせず済む。しかし日本のように、「前に自由主義

なく空想的社会主義なかりし国に於て、又国家主義と利己的個人主義とのみ支配した国に於て」は、唯物論は、「袖手傍觀と道德的頹廢と」をもたらす。したがって理想主義こそが、「正に社会主義運動に必要なものでなくてはならない」というのである。そして「自由主義を生命とする自由党なき国に於て、自由主義の未だ完全に実現されない国に於て、自由主義は社会主義党の肩に担われねばならない。そのためには、「自由主義」と「社会主義」とを一体化させた思想が必要だとする。つまり「自由主義がその使命を果たすべきは、正に現代に於て殊に現代の日本に於てであ」り、「自由主義が眠るの時は未だ到達してはいない」というわけである。

こうして河合は、彼なりの「社会主義」を主張した。その意味では、彼は「社会主義者」である。例えば彼は、「国家社会主義者」赤松克麿と自分とは、「共に社会主義者だという」点で共通すると述べている。彼を、彼自身の言葉によって「自由主義的社会主義者」と呼ぶこともできる。河合は「自由主義者」という一言で片付けるには、彼の思想はそれほど単純ではない。

しかしその「社会主義」は、「自由主義」の発展としてのそれであり、マルクス主義や「社会民主主義」とも鋭く対立するものであった。彼の「社会主義」の自身が「社会民主主義」に近いものがあつたにもかかわらず——そして河合自

身、自らの「社会主義」を「社会民主主義」に類する言葉で語ることがあつたにもかかわらず——、彼が「社会民主主義」に批判的なのは、「社会民主主義」が、理想主義哲学を受容しておらず、マルクス主義と完全に分離していないという反共主義の現れである。したがって彼の教えを受けた人々が、「社会民主主義」という言葉を嫌い、「民主社会主義」を自称したのも、故なきことではない。

明治以来の「自由主義」

ところで河合は、一九三三年あるいは三四年の日本にとつて、「自由主義」はますます必要とされると述べた。それは、彼は、日本の「自由主義」をどのように見ていたのだろうか。

彼によると、日本でも、大日本帝国憲法や民商法など「自由主義の主張する自由が制度の上に実現されていることは確か」だという。また欧米の「自由主義」関係の文献の翻訳も多く、福沢諭吉を初め、「政治的自由」の唱道者として馬場辰猪や尾崎行雄ら、「マンチエスター学派の経済的自由主義」の推奨者として田口卯吉、島田三郎、天野為之らがいた。こうして見ると、日本にも「原型としての自由主義の時代があつたかのように考えられる」が、「明治を通じて自由主義は、……重大な制限を付けられていた」という。

三つの「自由主義」観

第一の制限は、「自由主義は国家主義に隸属し、その許容する限度に於てのみ実現された」ことである。江戸時代の末から日本の独立は危険に脅かされ、そのため「国家の運命と個人の運命とは二にして一であり、国民を挙げて国家の統一と独立とに精力を傾倒した」のである。しかしやがて国家が第一義的なものとされるようになり、そうなるに「自由主義の個人主義と」対立するようになる。河合によれば、「個人主義なくしての自由主義は、精魂を去つた空殻に等しい」。日本の「自由主義」はこうして歪曲され、各個別的な自由も「国家の統一と平和とに支障なき限りに於いてのみ許された」にすぎない。

第二の制限は、近代化のために日本に移植された欧米の制度は「自由主義的制度」であつたが、「民衆は勿論政府の要路者と雖も、自由主義の信条を理解しその真髄を体得してい」なかつたということである。つまり「自由主義」は、欧米で思想・信仰・結社の自由が獲得されたときの苦悶・葛藤などがそのままに、外形のみが「極めて安易に実現された」というのである。したがって「制度と民衆の思想との間には大きな間隙があり、為政者はそれを埋めようとはしなかつた」という。

第三の制限は、政治的自由主義の主張に普遍性が欠けていたということである。河合によれば、明治初期に政治的自由

主義を強く主張した自由民権運動も、「薩長の藩閥政治家に對する権力争奪と云う一抹の暗影を掩うことは出来ない」。自由民権運動の奮闘は輕視できないが、「自由主義と對蹠的地位にある封建的の地方感情が、政治的自由の要求にまで現れていたことは、奇怪なる結合」だといふのである。そして一九三〇年代半ばの政党的政權欲は、自由民権運動の中から成立した当初の政党的「遺習」だと述べている。

第四の制限は、「日本には經濟的自由主義の時代を見出すことが出来ない」ということである。先進資本主義国に經濟的に対抗するために、日本政府は民間産業に對する「保護助長政策」をとらなければならなかつた。そのうえ日本では、「資本家一般が保護されたのみでなく、官僚政治家は政商に「特權的恩恵」を授けた。その結合の延長が、「政党と財閥との結合」だといふ。日本の資本主義の進展は、經濟的自由主義とは無關係だとされるのである。

そして吉野作造、大山郁夫らの主張した「政治的自由主義」は、「大体に於て新自由主義の範疇に属すべきもの」だが、理想主義が体系化されていないこと、「自由主義」を全面的に把握していないこと、經濟的自由主義に對する代案が不明確であることから、「自由主義として充たはな」かつたとする。「政治学者としての両氏は社会經濟問題に用意が足りなかつた為、マルクス主義より来る攻撃に堪えなかつたと

思う」としている。また上田貞次郎、鶴見祐輔らの主張した「新自由主義」については、上田が社会改良主義にとどまり、鶴見は「社会思想としての自由主義に及んでいない」といふ。さらに河合のいわゆる第三期の「自由主義」については、「旧社会民衆党の一部」や清沢冽らが主張しているようだが、「その思想の全貌は未だ明らかにされ」ていないとしている。

以上のように、河合に言わせるならば、「日本に於ては明治以來真に自由主義を提唱したものはなかつたのである」。あるいはマルクス主義者が「自由主義の没落」と言うけれども、「没落するほど華やかにし自由主義は日本にはなかつた」といふ。

ファシズムを阻止する「自由主義」

没落するほどの「自由主義」がなく、さらにマルクス主義が凋落したとなると、どのような思想が現れたのか。河合は、「多くの人は言下に『ファシズム』と答えるだろう」し、「若し二、三年前（一九三一、三二年——引用者）であつたならば、反動と云う一言の下に貶されたであろう意見が、意氣揚々として濶歩しつゝあることは事實である」としている。しかし彼は、ファシズムにはマルクス主義に代わる思想体系はないと述べている。思想体系には、①世界觀、②現在ある社会秩序の分析、③将来の社会像、④現在の社会から將

来の社会への転換のための方法論、が必要だという。それらが欠けるのは、日本の思想は外国の影響を受けやすいが、ファシズムは「その国の特殊性を高調する思想である」ために外国からそれらを輸入しにくいこと、そしてファシズムは「非常緊急の必要に対応するもので、運動が思想よりも出足」が速いことにあるとされる。

日本のファシズム運動の特徴として河合があげるのはいくつかである。その第一は、従来から政府の内部に存在していた軍部が中心であることである。第二は、軍部は憲法上内閣から独立した地位にあり、「既に有する一城を以て満足するか、更に進んで全局を掌握するか、その二つのみが問題であり、いかなる最悪の場合と云えども、退いて守りうる一城を所有している」ことである。第三は、運動の目標が消極的・反動的であつて、積極性・建設性に欠けることである。特に第二の点は、ファシズム運動を、「現存政治機構」の「全般的の变革」から「現存政治機構の中に自己を没入し、それらの機構を左右することによって自己の目的を達」するという方向へ変えたという。だが彼は、「日本のファシスト運動はすでに峠を越した」と述べる。そしてファシズム運動を停滞させた一つの要素が、「自由主義」だったとしている。

すなわち「歪曲されていたがともかくも自由主義は存在していた」ために、それがファシズム運動の頓挫に大きな役割

三つの「自由主義」観

を果たしたというのである。明治末期から大正半ばまでの時期に育つた「自由主義者」は、「日本の年齢層の中堅を形成し」、「夫夫各種のエキスパートとして現存社会機構の中にそのままに浸透した」。マルクス主義者によれば、「自由主義者」が組織化されなかったことから「自由主義」は無力とされる。しかし「自由主義者」が一つの政党に結束しなかったことが、「日本の自由主義の特殊的存在形態」なのだという。つまり「組織されずに散在し」た「自由主義者」は、「見えざる裡に一勢力を形成し」、「見えざる内にファシズムの進展を阻止して、此の停頓にまで導いた」というのである。

彼によれば、「日本の自由主義」の特徴は次のようである。「世界観に於て唯物論に反対して理想主義を採用、国家主義に反対して個人主義を採用、その結果として内政に就いて強権を排斥し、外交に就いて国際平和を希望する、然し国民の特殊性を認識する限りに於て国民主義であり、国民主義と調和する限りに於て国際主義者である。資本主義に対する立場に就いて、自由主義者は分裂する。今絶対的自由放任主義を採用するものは絶無であろうが、どれだけの改革を資本主義に加えるかに就いて、自由主義者のあるものは唯局部的の改革を以て足るとする。之が社会改良主義派であり、根本的の改革を必要とするものは社会主義派である。何れにしても社会改革を実現する方法に就いて、独裁主義に反対して議会主義

を採る。然し現在の議會制度にも現在の政党にも満足するのではなく、議會主義の立場に於て議會制度と政党との改革を希望する」。

「中間国家」の「自由主義」

日本の「自由主義」と国家主義との関係、及び歪曲された「自由主義」の存在について、河合は次のような説明もしている。世界の国家を、①「封建制度崩壊の遅速」と②「産業革命の発達程度」とよつて分類すると、日本はドイツと同じく、「英国型」国家と「露西亜（革命前の）型」国家との間にある「中間型」国家に属する。

つまり「中間国家」では、莊園經濟は國民經濟へと移行し、領土の公権——立法・行政・司法の権限など——も中央國家に統一されたけれども、「領土の後身である貴族、大地主と、その子弟たる官僚と士官とは、統一國家の中に於て一大勢力を占有し、民衆を代表する議會は、政治的勢力として封建的勢力に対して僅かに一半を占めるに過ぎな」かった。日本の議會外勢力の構成は、このドイツの例と若干異なるが、「依然として封建的勢力の存在することを否定しえな」かった。

同時に「中間国家」は、産業革命が遅れ、先進國に追いつくには國家による經濟運営が必要だった（「新重商主義」）。したがつて封建的勢力と資本家とは、「分離しつつ相提携し相

妥協した」。また都市と農村との対立のために、農村は封建的勢力の基盤となった。さらに「大経営」による「中小経営」の「駆逐」が進まぬため、大資本への反感から封建的勢力に依存することの多い中小商工業者の勢力が強く残った。

こうして「中間国家」には、「封建的勢力と大資本家階級と中産階級とプロレタリア階級とが対立し、之に都市と農村との対立が交錯し、複雑多彩を極めた。イギリスでは、「自由主義」は、封建的な勢力によつて統一された近代國家を前提に、その國家組織への参加だけを考慮すればよかつた。しかし「中間国家」では、封建制度の崩壊と同時に對外競争の場に置かれたため、「自由主義者」は近代國家の統一に参加し、「自由主義の負担者だと云われる資本家階級は、資本主義の発達のために、封建的勢力の援助を請わなければならなかつた」。そして資本主義の発達によつてプロレタリア階級が出現すると、「前に封建的勢力を控え後にプロレタリアを持つ資本家階級は、封建的勢力と妥協して、腹背に敵を受けることを避け」た。「かくして中間國家は、遂に自由主義を貫徹しえず、半途彷徨の状況に放任した、自由主義は月足らずの赤子として成長したのである」。

しかし「自由主義を貫徹するには熱意が足りなかつた」とはいえ、「専制独裁に追従するには、自由主義は既に余りに浸潤している」。つまり「自由主義」は、「中間國家」に全く

存在しないわけではない。このようなところに、「中間国家の幸と不幸が存在する」というのである。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ、河合は、「自由主義」の日本における弱さを指摘しながら、それがファシズム運動の阻止に一定の役割を果たしているし、また果たしようというわけである。もっとも、彼は、「戦争とファシズムとを必然に糾合する錯覚」が出てくる恐れがあり、国民の大部分が「ファシズム醜態の恰好の地盤である」ことに注意している。また大日本帝国憲法は「徹底した自由主義的憲法で」なく、統帥権独立が定められているため、先述したように「ファシスト運動の鋭峰を挫きえた日本の憲法は、他面に於て不断永劫のファシズムの策源地で」もあるとする。そして、「日本の進歩的分子」が、統帥権独立をなくすことは不可能と見て、「寧ろ八軍部をして社会改革を遂行せしめようと云う希望」を持つかもしれないという。しかし軍部と「社会改革」とは両立しないもので、そのような「希望」は「幻滅に終わる」⁽¹¹⁾しかない⁽¹²⁾と彼は述べている。

以上から、河合の「ファシズム」に対する分析が十分ではなかったと言うことができるかもしれない。「自由主義」がファシズム運動を頓挫させたという彼の分析は、むしろ彼が述べた若干の危惧の方によって打ち消されたのである。

このように、河合は、「自由主義者」とばかり見られる傾

三つの「自由主義」観

向があつたが、その言論を一読すれば明瞭なように、イギリス労働党の系譜を引く「社会主義者」であつた。しかし河合の議論は、当時の人々から、意図的であると否とにかかわらず、相当の誤解を受けた。それは、「社会主義者」と言いつつ「自由主義」を主張することが不徹底だと考えられたためだけでなく——というよりはそれ以上に——、河合が反マルクス主義を鮮明にしたためであらう。「わが国では社会主義者といえはマルキシズムと同意語であり、したがつて社会主義者も存在しないかの様に考えられて」おり、「マルキシズム批判の急先鋒であつた」河合が、マルクス主義者から「あるいは微温的な社会改良主義者であるといわれ、あるいは自由主義的色彩の強い非社会主義者と呼ばれ」たという説明は、決して間違ひではない。⁽¹²⁾

一九三〇年代半ばの「自由主義」論争

河合によれば、一九三〇年代半ばに展開された「自由主義」論争関係の論文は、「自由主義を主張するものと、国家主義の立場に於て自由主義を批判するものと、マルキシズムの立場から自由主義を批判するものとに分類することが出来る」という。「自由主義」を自認する者の多くは、河合の言う「第

三期の自由主義」に所属するとされる。またマルクス主義は、向坂逸郎・大森義太郎・石浜知行ら「右翼マルキシズム」と深谷進・相川春喜・永田広志ら「左翼マルキシズム」とに分けることができるという。河合は、「鈴木安蔵氏は自由主義批判に表われた限りでは、稍前者(「右翼マルキシズム」)に近いかの如くに思われる」としつつも、「左翼マルキシスト」としている。

国家主義者やマルクス主義者による河合への批判に河合が逐一反論したものが、「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」という論文である。彼は、「之(同論文——引用者)に付いては気乗りがしたり、つまらぬマルキシストとの論争を起して下らないとも思い、躊躇したりしたが、遂に完成した。作つてから気持ちよかつた。之がジャーナリズムへの参加の最後かも知れない。又そうありたい。今一つ秋頃リベラリズムとマルキシズムというのが残されているが」と述べている。

マルクス主義者との論戦がある程度、予期していたわけだが、それでも、『自由主義批判』(先の論文のことと思われる——引用者)が思わず捲き起こした問題は色々の文章と人物論とを生んだ。之は果して賢明であつたか」という悩みもわずかながら抱いた。この「色々の文章」の中に、向坂逸郎と大森義太郎の反論があつた。しかしそれらの反論は、「大し

たものでないと思つた。いついかに反駁を書こうかと考え、再反論として書かれたのが、「自由主義とマルクス主義との相剋」という論文である。「日本評論に二百枚以上の向坂、大森の反駁を書いた。色々考えたが、やはり一度は詳しく書く必要があると思つたのである」としている。

向坂と大森は、河合への批判を繰り返した。河合は、それらの議論について、内容に新味はなく、「自由主義に関する論争は真面目を脱して、崩れの域に低落し」と感じた。そのため、「之以上此の論争を継続する意志を持たないが、最後」にいくつか答えておくとして執筆されたのが、「自由主義論争の結末」という論文である。

「自由主義」論争がどのように展開され、河合がそれらにどう答えているかは非常に興味深いが、本稿ではそれに逐一触れない。ただ、河合自身の言葉をいくつかあげておくと、「最大多数の現代自由主義者」である「第二期自由主義に対する批判は、第三期の自由主義者による外は殆ど皆無なことと、右翼マルキシズムの批判は殆ど第一期自由主義に対するもので、唯僅かに向坂氏……のみが第三期の自由主義に触れているだけであること、左翼マルキシズムは好んで右翼マルキシズムによる自由主義批判の再批判を試みるが、右翼マルキシズムの側から左翼マルキシズムに対する応酬は皆無なること等々」の傾向があるとされている。

そして河合は、論争のなされ方に対する不満を漏らす。例えは、「自由主義」に反対である者が、「自由主義に関する常識と思われることまで無知」であり、「自由主義」を軽く扱い、「公式的な批判をしている」にすぎないこと。「社会主義者の中で革命主義か社会主義かの対立も重要だが、社会主義者が少数で、絶対多数は社会改良主義者であるから、之こそ批判し説得する必要はより大きい」にもかかわらず、「ファッショの勢力の為に弾圧されつつあるマルクス主義者が、ファッシズムを批判するよりも自由主義を批判するに狂奔しつつあること」。さらには批判の方法が、「味方に対しては寛大に敵に対しては辛辣であり」、「殊に適確な文献に基づかずして、他人に独断を押し付け、甚だしきは眞実と正⁽⁵⁰⁾反対の虚構を敢えてして、他人を傷つける」こと、などである。

彼は、論争の最後に、「主義が明白に対立する以上、マルクス主義者との提携はできない、むしろ彼らを「清掃す」べきだとまで言う。こうしてマルクス主義者の批判に対して河合が「自由主義」を強調すればするほど、彼の「自由主義者」としてのイメージが固定化されていったように思われる。マルクス主義とも、「ファシズム」的勢力とも積極果敢に対した「戦闘的自由主義者」としての河合の強い印象が、彼自身によつて「自由主義」は「中間に介在するものではな」と

三つの「自由主義」観

述べられていながらもかわらず、「自由主義者」を、右にも左にも偏しない者という意味にとどめさせた面があるのである。

さらにマルクス主義者の影響力が小さくなつていた一九三三年ごろから河合の時局批判が始められ、かつマルクス主義者が講壇を追われた後、河合も講壇を追われたということが、河合に「自由主義者」像を定着させたようにも思える。つまり河合の例も、滝川幸辰や美濃部達吉などの場合と同じく、急進的なるマルクス主義者なき後に残された穏健的な「自由主義者」の一定の消極的な「抵抗」——ある場合には無抵抗——とそれに対する過剰な「弾圧」という文脈で語られ、捉えられることになつたからである。

二 矢内原忠雄の「自由主義」観

矢内原忠雄が河合栄治郎を批判したのは一九二九年のことである。まず矢内原自身の「自由」観とそれに基づく河合の「自由」観及び「自由主義」観への批判を見たとうえで、次に矢内原自身の立場からする「自由主義」観などを明確にしていくことにしよう。

矢内原の「自由」観

彼によると、「自由の特性」は、「消極的に言へば拘束せられざること、積極的に言へば創造的なること」である。このような特性を持つ自由を彼は、「人の内的生活（心靈）の自由——「道徳的自由」（あるいは「精神的自由」）——と「外的生活（社会）の自由——「社会的自由」——とに分けて考察する。

人間は、神のように、完全であれと要求されている。これが、「神の法、良心、理性、無上命令」である。人間は、その要求に応じようとする意思を持つ。つまり意思は、普遍的法則に適合する必要がある。その際、「意思に対する指令は意思自ら行ふところでなければならぬ」。意思の自律である。これが、人格の尊嚴の基礎であり、「道徳的自由の基礎である」ところが現実には、意思は普遍的法則に適さないことが多い。これに対して道徳律が、人間に対する束縛となる。「道徳的自由」は、そのような束縛からの解放であるが、それは、道徳を無視することで実現させるのではなく、道徳を完全に実行することで実現させるものだ。道徳律と意思との完全な一致は、神によつてのみなされる。人はその力を持たぬが故に、信仰によつて道徳を成し遂げる力を得るといふ。

好悪・利害による意思は、良心が抑圧された状態だとされる。

このように「道徳的自由」は、意思の自律に存在する。またそれは、自己満足ではなく、「神の義に対する服従」¹¹「神の満足」の中に存在する。人間を道徳的に自由にするのは、「神の義である」。したがって「道徳的自由の内容を為す」のは、正義である。同様に、人間関係の中の行為の自由の内容を作り出すのも、正義である。すなわち「社会的自由と社会的正義とは不可分である」。社会での個人の自由とは、自分のしたいことをなすことができるというような「自己満足自己主張」ではなく、「社会的正義たる普遍的道徳律に適ふ作為若くは不作為である」。

AとBとが、ともに正反対の行為をしようとしたとき、「自己主張自己満足の原理」であれば、双方とも自らの行為が自らの人格の完成のためになると主張できるため、その衝突を解決する手段は暴力しかない。しかし矢内原の考えによれば、「社会は個人の集合ではなくして、個人をして個人たらしむる処の一の全である」。つまり自己を自己とし、他を他とするのは、社会だというわけである。したがって「社会的自由」は、「社会が各個人に対して規定する自由」であつて、社会なくして存在しない「個人の領域であり、個人々が他人や社会に対する「自己の権利として要求する自由ではない」、

という。そして「社会的正義」とは、「人をばその人たることによりて意思の自律者、道徳的自由者、それ自体目的たるものにして決して他の手段として利用せられざるべきものと為すの原理」¹¹「人格の尊厳」だというのである。

したがって他人の尊厳を侵した行為は、「拘制」されなければならぬ。その行為者は、普遍的道徳律に基づいた行動をしなかつた「社会的自由の加害者」であつて、「社会的自由の主体」ではない。それ故、「社会的秩序は絶対的意味に於て社会的自由の擁護者であり、秩序侵害者に対してもそうなのだという。圧迫者に対して社会的自由・解放の運動が起つたのは、圧迫自体が、他者の人格を侵害し、社会的正義を侵害していたからであるとされる。

別の説明によれば、「精神的自由とは、個人がその意思決定若くは行為に就て何等外界の拘束を受けざる主観であり、何等外界の束縛を恐怖せざる精神である」。これを獲得できるのは、「良心の戦を戦ひ抜きたる者のみ」である。それ故、この自由は、「宗教的道徳的」なものであり、自然の本能の赴くままに行動することではない。「神への服従に於て始めて神以外の者に対する自由が獲得せられる」。この「神」という「宗教的表現」に代えて「正義・社会」という言葉を置けば、「個人の自由とは正義への屈服に於て存」し、「個人の自由は社会の公益への合致に於て始めて存在し得る」とい

うことになる。こうして「宗教的なる精神的自由が世俗的な社会的自由の基礎であり前提であると」されるのである。

そして「社会的自由」は、「社会生活上個人の思想若くは行動に対する社会的干渉をば最小限度に止めようとする要求」のことである。しかし「個人は社会を離れて生活せざる」ものであるから、その自由は、「社会の公益に合致す」ることが望まれ、「社会の目的」から「或る程度の干渉」を受けることが前提されているというわけである。矢内原が、「信仰の自由、思想の自由、研究及言論の自由、いづれも慕はしいが、自由の中の自由は罪と死の法からの解放だ。之から解放せられて、人は完全に自由となる。之から解放せられた自由人にして、始めて世に自由を供し得る。且つ世に対して自由を主張し得る筈なのだ」とか、「自由の擁護は制度の問題ではない。心の問題だ」と述べていることは、以上の点から理解できるだろう。¹²

河合の「自由」観に対する批判

矢内原は、まず、河合が自由とは人格の成長のためにあるとしている点に関して批判する。矢内原によれば、河合のその主張とは、「至上善を追求する理性、喜怒哀楽雑多の感情、食欲と性慾、富貴慾に権勢慾、その他あらゆる情慾等々を歪めず傷つくることなく成長せしむることが、人格の成長であ

り道徳的自由なのであるといふ！」ことになる。したがって河合の主張を、「自己の中にあるあらゆる性能や感情や情慾を伸ばせよ、それは自然に調和するであらうとは、全然自然主義であつて理想主義ではない」と激しく批判する。「為しなきことは、何でも為せよといふ自恣勝手倫理」は、「無道徳である」とさえ述べるのである。

また「他人の自由を愛する心と、他人の自由を支配せんとする心と」の両方が人間の心の中で同時に成長した場合、それらはどのように調和されるのかと矢内原は問う。前者が後者を抑制すると「期待」するとすれば、それは「独断」であると述べる。つまり河合の議論は、「樂觀的自由放任論」であり、「アダム・スミスの自由放任論の哲学的根拠たる、私利心の追求は公共の利益の調和を来たすとの議論と、私利の系統に属し同じ誤謬に陥れるものである」というのである。しかも河合は、「若し彼〔人——引用者〕が強制の止むべからざるを納得せざる限り、彼は之を強制するものゝ為に手段として、從属的關係に置かれた」と述べているが、矢内原は、人が強制を普遍的法則に適合するものとして「納得」しなければ、どんなに「納得」しても、意思が他律的に決められた奴隷にすぎず、したがって從属關係であるに変わりないという。

以上は、河合の「道徳的自由」に対する批判である。矢

内原は、河合の見方が全く「理想主義」とは無縁な功利主義的・自由放任主義的自由観であると批判するのである。この批判は、河合の「市民的自由」に対しても向けられる。矢内原は、河合の「市民的自由」を、自らの「社会的自由」に相当する概念とみなす。

矢内原は、河合の「市民的自由」は「一貫して自己中心である」と言う。また自己が他者に自由を要求するのは自己の権利・義務であり、他者が人間であるかぎり、他者の自由も尊重する必要がある、それによつて「公共の人格の成長」が図られるという河合の説明も、「個人の自己主張を中心として」と述べる。

河合のように「市民的自由」が捉えられると、自己主張の衝突はどう解決されるか。河合は、自由を侵害される恐れのあるXと、その自由を侵害しようとするYとがいた場合、Yの自由を放任することよつて、Xが被る人格成長の損害とYが手にする人格成長の利得「とは比較にならない」ので、「自由主義」は、Yの意思のままに放任することよりも、Xの自由の防衛を図ると述べているとされる。これに対して矢内原は、まずYの自由という表現は言葉の遊びにすぎないと指摘する。次にXの自由とYの自由との質的區別をせず、量的に利益の比較をしていることを批判する。さらに「自由主義」が、「自由の侵害者」Yより「被侵害者」Xをいつも尊重す

るとなると、奴隷解放運動者・労働運動者よりも奴隷所有者・資本家が擁護されることになってしまつとも批判している。

また河合が、「市民的自由」は「道德的自由」の実現に必要な条件だと述べていることに對して、矢内原は、「社会的利益を以て道德的自由の条件なりとする如きは、論理の誤謬であると共に、意思の自律、人格の尊嚴、即ち自由そのものに對する侮辱に外ならない」と述べている。さらに河合が、人格成長の条件に、富や名誉・威信・能率・社会秩序などが必要だとしていることを皮肉つて、「之によれば人格成長の爲めにはその条件として金を儲けねばならず、勲章ももらはねばならず、タイプライターもたゝかねばならず、法規によりて他人をも命令し支配せねばならぬこととなり、「人格の自由に對する大なる侮辱」だとしている。このような「物的環境」が人格成長に對して必要だとする河合の見解は、「理想主義」ではなく、「河合教授の自ら最も嫌忌すと揚言せらるゝ唯物主義」ではないかとまで矢内原は言うのである。

河合の「自由主義」への批判

こうして矢内原は、社会秩序を重視し、その下に個人の自由を置くという彼自身の見方から、河合の議論の功利的な個人主義性を批判する。したがつて河合の「自由主義」は個人

主義も批判される。矢内原は、自由放任論を批判し、「自由主義は権力者支配者抑圧者に對する反抗的解放運動としての社会的存在理由を有する」のであつて、「権力者自身にとりては自由主義は無用の長物と化し、其の存在理由を失」つたと述べている。つまり「自由主義」は、社会思想として妥当しなくなり、「今や自由主義を論ずるものは概ねその転回若しくは転落を論ずるの」だといふのである。

ところが矢内原の理解では、河合は、労働組合の結成などの点で「経済的自由主義の没落と時代錯誤とを宣告」しながら、それを「自由主義の一種相の破綻に過ぎず、自由主義そのものの破綻ではない」とするといふ。つまり労働問題だけは、自由主義でなく、社会主義あるいは社会政策をとり、「身体上の自由、言論集会結社の自由、民族の自由、国際間の自由」など、労働問題以外の諸問題については自由主義をとるべきことになる。

矢内原は、これに對して、労働問題だけを「統制の原理」とし、他の問題を「自由放任主義」に任せるとは、社会のあらゆる面の「連結」を無視するものであり、しかも「自由放任主義」が、労働問題以外の面でも「失敗して居る」ことを見失つているとするのである。そして矢内原は、河合が「自由と自由放任主義とを混乱」しているのではないかとする。例えば、河合は国際連盟を「自由主義の産物」とするが、矢

内原によれば、それは、「自由放任主義」ではなく、「弱小国の自由擁護の制度であり」、「国際間の自由放任主義を捨つることによりて、国際的自由を擁護せんとするものである」という。

結局、矢内原は、河合の「自由主義」＝個人主義は、「たとひ人格成長といふともそれは要するに個人の自己満足であり、公共善といふとも個人の人格成長の爲めであつて」、「個人若くは個団体の自己利益中心思想」にすぎないと述べる。

「個の利害」がその指導原理であるわけである。利益があるということ、それを利用するということになり、したがって人格が利益のための手段として捉えられることになる。これは、矢内原にとって、人格の尊厳を無視するものであり、「真の自由とは正反対の原理」だとされる。そして「個の利害」が「自由主義」を破滅させたのであり、個人主義及びそれを基礎とする「自由主義」は、「社会的自由」を実現できず、「全然時代錯誤」である。「社会的自由」を実現するのは、「全体の正義」の原理だといふのである。

矢内原は、「自由主義の歴史的使命は現存の社会的抑圧に對抗する運動としてのみ存在し得る」と述べている。しかし「自由主義」は、個人主義であるため、それが「権力者の手にある時」には、「自由抑圧の武器」になりうるのだという。彼によれば、「自由は尊い」が、それは「自由主義」によつ

て実現されない。重要なのは、「自由の爲めに闘ふこと」であつて、『主義』の上に立つことではないし、思想の正確な把握であつて、「各種思想の『体系』を建築することではない」と矢内原は力説する。「実践のなき主義は空虚、思想の理解なき体系は遊戯であつて、河合は「果して自由の友たるや否やと、教授(河合——引用者)の痛くない腹まで探られるだろうと彼は言うのである」。

こうして矢内原は、グリーン、ホブハウス(Leonard [Trelawney] Hobhouse)、河合の三者とも「個人の利益中心主義」としたうえで、「河合の自由論」が、グリーン以上に「功利主義的」とし、ホブハウス以上に「正義」を無視しているとするのである。つまりグリーンは、意思を自我満足の主体とし、自己満足を道徳の中心としたけれども、まだ「神」＝絶対善を指導原理と認めて自由を説いた。しかし河合は、グリーンの「祖述者」であるにもかかわらず、全く「神」抜きのグリーン！を語っており、「善を善の故に貴むべしとせず、自己の爲めに貴むべしと爲せる」ものだと批判するのである。

ホブハウスの「自由社会主義(Liberal Socialism)」は、「自由」に代ふるに調和、自由主義に代ふるに協調主義」を据えてはいるが、その本質は社会政策であり、「依然として個人主義的たる点に於て、自由主義の変態」だと矢内原は批判する。

それでもホブハウスは「良心」「正義」という概念を展開しているのに、「河合教授の『自由主義』論に横溢せる文字は『個人』『自我』『自己』『自己の満足』『自己満足の原理』であり、これらが河合による「自由論及び自由主義論の基調」なのである。矢内原は、「正義」は「自由」の不可分な要素であるのに、河合の場合、両者を領域の違う原理と捉え、「正義」はほとんど「出現の機会を恵まれざる思想として」しか位置づけられていないと批判するのである。⁽⁵⁹⁾

河合と矢内原との交友関係

これまで矢内原については、軍国主義者でもマルクス主義者でもなかったところから、直ちに「自由主義者」と呼ばれる傾向があった。しかし矢内原が「自由主義」をもちや時代遅れとみなしていたことは明らかである。そこに見られるのは、社会を優先させる思考であり、彼のキリスト教信仰から来る協調主義性・集団主義性による個人主義批判であり、「自由放任主義」はだれにとつての「自由」になるかという彼の植民政策学にも現れる批判であった。したがって河合が一四四年に死去した際、新聞でそれが報道された直後の家庭集会で矢内原が、「世間では私と河合君とを自由主義者として同じ穴のむじなだと考えているかも知れないが、私と河合君の思想は根本的にちがうのだ」と言つた理由がわかる。矢内

原「自由主義者」という議論には、もう少し慎重な検討が必要である。

もつとも、矢内原の河合批判は、思想の違いがあるのはもちろんだが、河合の議論そのものを拡大解釈し、やや過剰に反応していると思える部分がないわけではない。例えば河合が労働問題だけについて社会主義・社会政策をとることを主張しているとしたり、河合の「個人の利益中心主義」をしきりに強調したりする点である。それは、二人が経済学部同僚だったことを考えると、多少なりとも、個人的な感情の行き違いから来るものではなかつたらうか。矢内原は、河合より二年後に一高に入学したが、内村鑑三を囲む「柏会」、新渡戸稲造の奨励によつて作られた読書会で河合と出会つていく。また河合は、入学したばかりの矢内原や三谷隆信をよく「ひきまわしてくれた」という。⁽⁶⁰⁾

実際、矢内原は、一高在学中のある時期、「敬愛する河合さん」から「忠雄さん」と呼ばれたことを喜び、かなり深く交際していた。⁽⁶¹⁾一九三四年四月の経済学部新入生歓迎講演会で矢内原とともに講師となつた河合が、「今日、一高時代以来久しぶりに矢内原君の雄弁を聞いて、君が二十余年前と少しも変らぬ気魄を持つているのに驚いた」と言つたという。⁽⁶²⁾も、一高時代の二人の近しさを表しているように思われる。

ところが二人は、学部内では、敵対的とはまではないま

でも、決して親しい存在ではなかった。例えば、河合は、あるとき、最近、矢内原の発言力が増えてきたと警戒している。また矢内原が教科書に『資本論』を使用したいと言ったとき、河合は猛烈に反対したという。経済学部内では、大内兵衛を中心とするマルクス主義者とその同調者——河合の言う「グループ」(Gruppe)——が少数派に転落し、反マルクス主義で一致していた多数派が、河合栄治郎ら「五人組」と土方成美ら「革新派」とに分かれ、三つの派閥ができあがっていった。矢内原は、このうち大内らの同調者と見られていた。

そのためなのか、矢内原は、「平賀爾学」で河合が大学を休職することになった際、総長の行動に好意を示した。これを批判する人は少なくなかろうが、横田喜三郎が田中耕太郎との友誼を重んじて「爾学」を支持したように、個人的な感情が大学の自治より優先してしまった結果と見た方がよいのではなからうか。ただ、個人的感情のもつれを抜きにしても、矢内原が河合と異なる「自由主義」観を持っていたことには変わりない。

矢内原の「自由主義」観

矢内原の「自由主義」観は、河合批判でかなり明確に現れている。だが矢内原Ⅱ「自由主義者」論の再検討のため、もう少し詳しく見てみよう。

矢内原は、「自由主義」には二通りの解釈ができるとする。一つは、「自由を尊重する精神としての自由主義」だ。この抽象的な「自由主義」は、「少くとも西洋に於ては基督教を以て始まったと言ひ得べく、それは各種の社会形態を通じて見らるる超時代的精神であり、今後も永久に人類の財産たるものであらう」とされる。もう一つは、「社会思想としての自由主義」である。これは、「特定の歴史的産物であり、或る特別の社会的要求によりて興隆し又衰微するところの時代精神」だという。すでに述べた矢内原の「自由主義」批判は、言うまでもなく、後者に対してなされたものである。矢内原は、決して「自由」を否定するのではない。彼は、「自由」の解釈のされ方、「自由主義」の歴史的制約を指摘し、批判するのである。

彼が徹底して批判するのは、「自由の功利主義的解釈」である。矢内原によれば、社会生活において個人の行動が拘束されないという主張(「社会的自由」)には、暗黙のうちに二つの条件が前提されているという。一つは「自由主義の実利的根拠」で、「個人の利益は個人が最も善く知るといふ事」であり、もう一つは「道徳的根拠」で、「個人の利益は必然的に社会の公益に合致する」ということである。前者は「個人解放の思想」「近代的資本主義的イデオロギー」、後者は個人主義化が徹底していない「共団的生活の社会に基礎する思

想」である。

そして「自由主義」は、中世的共同体社会の崩壊を促進する社会思想であり、前者の根柢をその特質とする。ただし「社会の目的、社会の公益に適合するとの社会的承認を経ずしては、如何なる思想も社会思想として成立し得ない」。したがって個人の行動を自由に放任させる思想も、「個人の利益は即ち社会の公益に合致するとの思想の道德的支持の下に、始めて一の社会思想として成立し得た」という。

本来、「個人の自由と社会の公益との合致は一の宗教的道德的又は社会的義務」だった。つまり「個人の利益は社会の公益に合致すべきもの」(圈点原文)とされていたのである。しかし社会思想としての「自由主義」の成立期に、「個人の自由」と「社会の公益」との一致は、「個人の利益は個人が最も善く知ると為す実利思想」によつて「唯物的世俗的」に解釈し直され、「社会的義務」から「社会的事実」へと「すり換へられた」。つまり「個人の利益は社会の公益に合致するとの法則的必然性の擬態を取」(圈点原文)だったのである。特にアダム・スミスは、本来不可分な自由と正義とを分かち、「社会的自由は社会的正義と切り離されるのみならず、正義と抵触する自由さへ有り得ることを認め」たとする。そして「見えざる手」は、「宗教的信仰に基かざる社会調和の思想として無雑作に提示」されたという。

三つの「自由主義」観

このような「すり換へ」によつて、「自由は社会の目的を達するが為め的手段としてでなく、個人の利益を達する手段として考へられ、社会に對する個人の義務としてでなく、個人の自然的欲求の実現として考へられる」ようになった。このように自由が功利主義的に解釈されることによつて、個人を解放して「創造的自由」を与えたピューリタニズムもまた、「自由」と「規律」、「個人的営利」と「社会的義務」とを分離し、「営利的活動そのもの」を「宗教的若くは社会的義務と」解するようになった。したがつて「自由主義は営利的資本主義精神の遠慮なき支持者とな」つた。

これによつて、自由・平等・友愛というフランス革命の理念も意味が変えられた。そもそもこれら三つの観念は、「相関聯せる思想であり」、「自然法哲学に基く天賦人權説に」依拠する。キリスト教では、人は、神に服することによつて、神以外のすべてのものから「自由」であり、神から「自由」にされた者としてすべての人は「平等」であり、また神に等しく救われ、つながる者として、「自由」「平等」な人は互いに兄弟姉妹である、つまり「友愛」の関係にあるとされる。自然法による自由・平等・友愛は、この神を自然法に置換した「非宗教的表現」である。

しかし功利主義的解釈により、「自由」は、自己の利益の追求とされるときにも社会の公益と一致するとみなされるた

め、「自己の利益追求を阻害する他階級を圧迫することに於て、社会的自由が存する」とされるようになる。したがって「自由」が、「旧来の支配勢力たる上位者専制者に対する抗議の根拠となると同時に、社会的下層者に対する圧制の弁護としても用ひられ得る」ようになる。「平等」も、「精神的自由の意味」では平等だが、各人の生活の能力や条件には優劣があるという現実を捨象した「概念的平等」と捉えられた結果、上位者あるいは同一階級の者に対する権利の主張となり、義務とは自覚されない。したがって「旧来の支配階級に對しては平等を要求し、自己に對する被支配者に向かつては不平等を維持する」というものになる。

さらに「友愛」は、「自由」と「平等」との「矛盾を止揚する原理」として、現実の不平等をできるだけ平等に近づけようとする「社会的義務」だった。しかしそれは、「実利の要素が少」なく、「功利主義的自由観」からは「一層名目的」なものとなされ、「限界、歪曲、無視」された。

以上のような「自由」の功利主義的な解釈を導いたのは、封建社会から資本主義社会への転換であった。そして「資本主義化」は、「資本主義精神としての自由主義を成立」させた。したがって「自由主義」は、「時代的には資本主義勃興期のイデオロギーであり、階級的には新興ブルジョアジーの政策」であつた。⁽⁶⁹⁾

そのため、「資本主義が産業資本の優越から金融資本の支配へ、自由競争のより独占的段階へと発展するに伴ひ、社会思想及び政策としての自由主義も亦行き詰り」が感じられるようになる。そこで新しく起こってきた社会思想が、ファシズムや社会主義だという。したがって名指しこそしていないが、明らかに河合榮治郎に対するものと思われる批判が述べられる。「自由主義の第三期とか第四期とか称して、自由主義を現代に見出さうとする論者もあるが、之は自由主義を以て単に抽象的に自由を尊ぶ思想であると為すか、或は社会思想としての部分的残存と支配的優越とを区別なく取扱ふか、或は社会生産関係の転移に伴ふ社会思想そのものの歴史性を認識せざるものであらう」。

ファシズム観

ファシズムについて矢内原はどう見ているか。彼は、「ファシズムは社会主義に對抗して資本主義を擁護し、資本主義の埒内にありては自由主義に對抗して独占資本主義を擁護するものである」と述べている。ファシズムでは、「国家的目的」が中心となされ、個人の活動はそれによつて「統制」されるので、「此点に於て、ファシズムは確かに自由主義の欠陥を衝いて居る」とされる。しかし「ファシズムの言ふ社会目的は……的であつて、資本家相互間の競争の統制も軍

需産業的若くは国防資源供給の見地より統制せらるるのであり、資本家労働者間の階級的関係も……〔軍事、か——引用者〕的挙国一致の名の下に……〔統制、か——引用者〕せしめられるに過ぎない」と指摘する。したがって国民の生活と不均衡な軍事が要求されても、それ自体が「国家的必要に適ひ、社会の目的をば最善に達し、全体の利益を増す所以である」と「推断」されている。

一見、ファシズムが「反資本主義的」に見えることがあるのは、その中に、金融資本だけでなく、資本家・地主・中小商工業者・小地主・自作農など「反社会主義的なる諸分子」及び「封建的勢力」¹¹「反自由主義的なる諸分子」を抱えているためだという。このうち中小商工業者や農民は、「資本主義化の犠牲」を被る階級であり、軍部の出身母体となっている。したがって「軍部の拡大」あるいは「帝国主義の実行」によつて、「社会主義者とは反対の方向」からの「資本主義の矛盾の解消者として現はれ」るのが軍国主義である。こうしてファシズムは、軍事的・軍国主義的なものと見られているようだ。¹²

ファシズムの統制は、資本家の利益を害することもある。「併しファシズムは資本を統制するが、資本を否定しない」。ファシズムの統制は、「金融資本のイデオロギー」と一致し、「軍需工業資本に対する直接の保護者」となり、「一

般資本家に対しても間接の保護者となる」。しかもファシズムは、社会主義から資本を守るといふ。こうして「ファシズムは独占資本主義の………〔軍国主義、か——引用者〕的表現である」。そして「名実共に自由・平等・友愛の社会思想を抹消することによつて、自由主義の行き詰りを解決せんとするものである」。しかし矢内原に言わせれば、これは、「耕牛を屠殺して牛肉を食ふ如き無智野蠻の解決方法であり、到底進歩的と認め得ない」ものであった。

軍部が政治を指導し、軍事が最高の国策となつた場合にその極みに達するとされる軍国主義も、ファシズムと同じように捉えられ、帝国主義と資本主義とに規定されると述べられている。軍部は、「非経済的」な勢力であること、「超階級的」だが出身母体が農村等にあること、経済活性化のための軍縮の要求に職業団体として反発することなどから、反資本主義の立場をとることがある。しかし軍国主義の反資本主義性は、農民救済のための独占阻止の主張として現れる一方、資本主義の無政府性の批判、国家的動員・統制経済の必要という独占資本主義促進の主張ともなる。それは、高度な金融資本と資本主義化が未熟な農村とが跛行的に存在するためであり、社会の資本主義化が一層進めば反資本主義性は薄れると指摘される。¹³

脱自由主義・非マルクス主義的社會主義者

自由・平等・友愛を葬つて問題を解決しようとするファシズムに対して、社會主義は、自由・平等・友愛をプロレタリアートに拡張し、それらをプロレタリアートによつて完全に実現しようとするものとされる。矢内原は次のように言っている。「社會主義は歴史的には自由主義の繼續でなく、従つてその第三期的形態などと言はるべきものではない。社會思想としての社會主義は、自由主義の反対物である。ただそれは、自由主義がその標榜する自由・平等・友愛の完全なる實現者たらざるが故に之に反対するものであつて、自由・平等・友愛の思想そのものに反対するものではない。却つて自ら、資本主義的歪曲を被らざる自由・平等・友愛の實現者たらんとするものである。之れ即ち……精神的自由に基礎する社會的自由の獲得に外ならない。社會主義は自由主義より功利主義を払ひ落し、社會的自由に再び精神的自由の基礎を与ふるものでなければならぬのである」⁽²⁴⁾。

これによつて矢内原の立場は明らかである。「個人の精神的自由の再発見再獲得」が社會の思想的閉塞状況を打開し、「精神的自由」に裏打ちされた「社會的自由」こそが、自由・平等・友愛を完全に實現するというのである。その立

場が「社會主義」だと矢内原は呼ぶわけである。そうであるならば、彼は、彼自身の言葉に従つて、「自由主義者」ではなく、「社會主義者」と呼ぶことができる。しかも、ここでも自由主義の「第三期的形態」を言う河合栄治郎への批判が暗示されている。

ただしこの場合の「社會主義」は、マルクス主義的なものではない。彼も、社會の目的を意識する個人の「革新的活動」は、プロレタリアートによつて担われるだろうとしているが、「プロレタリアート階級以外に属する個人の革新的役割を拒否するものではない」としており、階級闘争史観に立つのではない。そしてその「革新的活動」が「創造的」であるためには、「宗教の再認識」、「宗教より利益觀念を追放」した「第二の宗教改革」が必要だといふ⁽²⁵⁾。あくまで信仰の必要が説かれるわけである。

と同時に、その「社會主義」は、反マルクス主義とも言えない。矢内原は、「唯物史観の大なる履き違へ」を批判する。つまり思想・行動を社會の生産關係によつて説明することに甘んじることで、「個人の活動から責任と創意と自由とを去勢したので」はないかといふのである。彼は、それを唯物史観の淺薄な理解としている。彼自身が唯物論者でないにもかかわらず、批判がこのような形にとどまつているのは、マルクス主義をある程度評価しているからといえるかもしれない。

い。

このような矢内原を、本当はキリスト教的社会主義者とも命名したいところだが、固有名詞としてのキリスト教社会主義(Christian socialism)は共有制や、生産・交換過程の社会的統制を主張せず、矢内原は後にそれを批判しているので、区別するために、消極的定義だが、脱自由主義・非マルクス主義的社会主義者と呼ぶにとどめておこう。彼は、「自由と統制」を「相軋り合ひながら社会を進歩前進せしめる二つの中心である」と述べている。もちろんこの「統制」は、ファシズムのそれではない。個人の自由と社会の公益との結合である。「自由」を個人よりも社会に結びつけたという意味では、現代の「共同体主義」に近いと言えるだろう。

矢内原の「自由主義」性とは、まさに彼が「自由主義」の唯一の存在理由として認めた「権力者支配者抑圧者に対する反抗的解放運動」という側面のことであった。つまり国家による私的部分の侵食に対して、彼が、彼自身の「精神的自由」を守ろうとするものだったのである。彼のその姿は、まるで「自由を愛する者は迫害を被る。迫害は進んで求むべきでない。併し来た時に逃げるべきでない。その時人々は種々の悪名を汝等に冠らすであらう。真の愛国者も売国奴と言はれ、真の基督者もマルクス主義者と称へられるであらう」という彼自身の言葉のようなものであった。

三つの「自由主義」観

三 鈴木安蔵の「自由主義」観

矢内原の河合栄治郎批判は、河合の論壇での活躍が華やかなる以前になされたものであった。それに対して鈴木安蔵の河合批判は、まさに河合が論壇を席捲していた一九三〇年代半ばの「自由主義」論争の中から生まれたものである。矢内原の批判に対して河合が反論をした形跡はない。しかし鈴木からの批判には河合も答えている。そこで、まず鈴木自身の「自由主義」観を探ったうえで、その中で鈴木が河合をどう批判しているかを見よう。そして河合がそれに対してどう答え、鈴木がどう再反論したかを見ておく。

「自由主義の死滅」

鈴木は、一般に、「自由主義ないし民主主義は、市民社会の歴史的性格であり要求である」としている。またどんな「ブルジョア自由主義」であっても、独占資本主義下には「嘗つても進歩性・徹底性を喪失する」とされる。彼によれば、ブルジョア社会は、「対抗的政治社会であり、どんな民主国家も、「徹底的に平等な自由権を、全社会成員に保證」できない。そのような自由権の確立は、「政治的対立を社会生活から克服除去することなしには自己を解放しえない階級」だけができることであり、それは、「対立諸勢力の一部の自由

を一定期間抑制することによつてのみ達成される」というのである。

しかしこの「プロレタリア民主主義」を、「市民社会的ブルジョア的自由を制限するといふ理由で、単に独裁政とし、ファシズムと同一視するのは、徹頭徹尾誤謬であ」り、そう言う論者は、自ら「ブルジョアの近視性を暴露」しているだけだという。「プロレタリア民主主義」は、「新たな生産関係・より高度の社会構成を創立するための産婆たる政治形態」であり、「ファシズム」は、「すでに腐朽に帰した生産秩序の崩壊を喰ひとめるための政治形態」である。したがつてそれらは、「反ブルジョア民主主義といふ唯一の形式的類似によつて一括されるには余りに対蹠的な本質的相違を有してゐる」という。

そして鈴木によれば、「全世界の資本制国家において、直接にファシズムの樹立されたると否とを問はず、何れも強力政府が要望され招来されてゐる現状、あるひは、政党政治・議会政治の形骸がなほ存続してゐる国々においても、その議会政治たるや、実質的には全く骨抜きにされ殆んどファシズム化され終つてゐる現状は、まさに、独占資本主義の最高形態たる今日の国際的経済関係に照応し、それを反映してゐる」とされる。資本主義が独占化して民主政治が形骸化するという単純な発展(?)の図式である。このような中で、「資

本制社会秩序」が、「直接的行動力のある且つ内部的抗争を強く統制することのできる一国一党的な政党……による挙国一致的強力政治の断行」を必要としているというのである。

彼は、「イデオロギーは、社会的客観的基礎なしに、何時までも独立的発展を続けることはできない」と言う。唯物史観により、イデオロギーは、社会経済関係によつて規定されると見るからである。したがつて「自由主義」も、独占資本主義の時代には、その生産関係に影響され、「時代錯誤となり、独占を隠蔽ないし仮装する空辞となるほかない」とされる。ファシズムが時代を支配するイデオロギーになるだけでなく、「自由主義的イデオロギー」も、「ファシズムによつて汚染され修正され歪曲される」のである。それ故、「自由主義は、もはや自由主義たりえずして、ファシズムの補足物ないし一分派とな」り、「本来の自由主義は、かくて死滅する」のであるという。しかも、「ブルジョア自身も、もはや自由を欲してゐない」のであるから、「自由主義」イデオロギーが代表するはずの「階級」的地盤もなくなつてゐるとされる。

日本の「自由主義」の不発達

鈴木は、「我が国に支配してきた自由主義そのものは、その成立の当初から、多く、妥協的屈從的な不具的な自由主

義であつた」と述べている。先進諸国より遅れた日本の資本主義は、「官僚政府の強力な保護の下に海外発展の線に沿ひつゝ、国権主義的妥協的政治形態のうちに発展」することになつた。したがつて「本来、旧社会に対する變革的原動力たるべきブルジョアジーをして、わが国においては、旧社会との最初からの妥協者」にしたのである。

このような政府の保護を受けながら、ある程度、ブルジョアジーが成長すると、「封建的恣意や浪費やを修正して、より合理的な資本制的制度を確立しようとした大財閥的立憲主義」は、「如何なる純粹な自由主義でもありえなかつた」。地主も、究極的には「明治政府の支持者でこそあれ、自由主義のための闘争者ではありえない」「封建的反動性」を示した。こうしてブルジョアの妥協的な態度のために、「小市民、貧農、プロレタリアート」などは「自由主義獲得の任務を」彼ら自身の政治的成熟まで待たねばならぬことになり、「自由主義は、わが国においては、つひに、支配的たることは出来なかつた」わけである。この日本の資本主義の伝統的な「国家主義的性質」の強さの指摘は、階級認識が明瞭であることを除けば、日本の「自由主義」の不発達や封建的な勢力の強さという点で、河合の認識と近いように思われる。

しかし鈴木によれば、日本の資本主義は、「一七九一年のフランスや一八七〇年以前のイギリスないしアメリカにおけ

るごとき民主主義・自由主義」の実現も、「イギリス社会改良主義やドイツ社会民主主義やの形態において、資本主義の修正をはたす」こともできないという。したがつて「自由主義」が開花する余地があり、またその必要があるという主張——これは河合の主張である——は、「觀念的の希望としては成立しようが、わが資本主義今後の現実の問題としては、何らの根柢ありとも信じられない」というのである。つまり論壇での「自由主義的主張」の頻発化は、河合の言うような「自由主義の抬頭」ではなく、「自由主義の滅亡ないし危機」を示すものであるという。

「自由主義の危機」とは、日本の「資本主義の矛盾の激化」とその矛盾を解決する「内的推進力」が相対的に弱いことによつてもたらされた「政治的比重の転換」を意味することされる。この「政治的比重の転換」とか、「内的推進力」とかいう言葉の具体的意味はわかりにくいのが、「内的推進力」が弱いかぎり、矛盾の解決は、「それ〔自由主義〕——引用者」の徹底的排除の方面」で行われることになるという。

政党・議會への不信

彼は、「労働者農民のための言論自由の擁護者たりうるとは信じえない」民政党の「言論自由の主張」を、「政治的比重の転換」によつて後退を余儀なくされている「大ブルジョ

「アジ」の抵抗であるとする。つまり「今日まで、なほ残されてゐたブルジョアないし小ブルジョアの自由——それ以外の自由は、すでに、（七字ほど伏せ字、「失はれてしまつ」？

——引用者）てゐる——に對する復位せる旧社会的抑制と、これに對立するブルジョア的抗争との反映に外ならない。したがつて「それは、同一者の自己矛盾的内部的對立の抗争にすぎないから、客觀的には、いさゝかの進歩性も、もはや有してゐないし、本質的な自由主義の獲得に関するものでも全然ない」。つまりそこから、「自由主義の本質的復活は、全然期待することはできない」といふ。

政党には「自由主義」の復活は期待できないというだけではない。彼は、第六十五回帝國議會の活発な討論を指して「議會政治の復活」とする議論を批判する。それは、「政党内閣による國政運用、反對党による批判、平等無差別の普通選挙制、貴族院改革、議會会期を延長して議會を殆んど半常設的ならしめること、議會閉会中に代わりうる委員會を設置すること、さらに政変に際しての重臣會議問題、枢密院問題、統帥権問題等、……議會政治本来の機能を保證するために、何よりも先きに取り上げられねばならない問題」には全く触れられず、「超政党的拳国一致の人材強力政府を待望する演説」ばかりが聞かれたからである。もしその「演説が、憲法擁護の熱辯」であるならば、そこに擁護されてゐる「憲

政」とは、ファシズムの別名であると解するほかない」と鈴木は言う。

そのような「憲政擁護」とは、「政党解消論ないし政党聯携論に對する政党政治の妥協であり屈服である」と彼は述べ、また「政党解消論」は、「政党一般の解消論」ではなく、「ブルジョア既成政党解消論」であつて、結局、「ファシズム政党の樹立」を意味するとも述べる。すなわち「いはゆる政党解消論と政党聯携論、一國一体主義と一國一党主義とは、同一根本原則の濃淡・分派にすぎ」ないとされる。「わが代表的な政党政治家の議會政治論は、すでに本質的に變化しつつある」といふのである。

以上のように、鈴木の「自由主義」観は、資本主義の發展段階及び階級と結びつけられるマルクス主義的な見方の典型である。つまり「自由主義」は、ブルジョアによつて担われ、「ブルジョアの秩序」を擁護するイデオロギーである。ただ、独占資本主義化の進行によつて社会がファシズム化するとともに、担い手であるブルジョア自身が「自由主義」を求めなくなつており、しかもファシズムによつて「自由主義」の内容も歪曲されているという。これを鈴木は「自由主義の死滅」といふ言葉で表したのである。

「自由主義者」一般への批判

鈴木は、「従来、その発言を、なほ許されてゐた小ブルジョアたち——いはゆる『思想界』の構成分子——」が、「ブルジョアジーの洗練された非自由主義には比較的盲目であるにかゝらず、その非自由主義が一層徹底せしめられて、前時代の形態をとるにいたるや、全人民のための自由主義一般が脅かされたかのやうな錯覚に陥」つていと見る。それらの人々は、「ブルジョアジーの秩序——政治においては議會中心主義、經濟においては私有主義、文化においては個人主義——の擁護者」であり、「最も純粹な徹底した分子といへども、プロレタリア的自由主義に対しては、これを自由主義の対立物として前時代的統治（ないし、かゝる形態の下に、新たに編成確立し直された帝國主義的統治）と本質的に同一視」しているという。したがつて彼らの中には、「マルクス主義に意識的に対立して、フアシズムを謳歌する」者もいるとされる。⁽⁹⁸⁾

鈴木によると、「究極において、フアシズムが、大ブルジョアジー自身の利益を確保する」にもかかわらず、旧來の「ブルジョアの秩序」からフアシズムへの「再編成」は、ブルジョアジーにとつては「望ましいものではなく」、「多大の躊躇と、フアシズム當面の担当者に対する抗争とが」生じる。それが、「自由主義」とフアシズムとの論争となつて現れて

いるのだという。けれども、ここでは「マルクス主義そのもの、擁護・發展は、最初から封鎖されてゐる」。しかし鈴木に言わせれば、マルクス主義なしには「如何なる眞實の『自由主義の抬頭』も存在しえないのである」。⁽⁹⁹⁾

それでは、彼は、「現代のいはゆる自由主義者たち」の「自由主義」観をどう問題視しているのだろうか。彼は、次の馬場恒吾の言葉を引いている。「自由主義とは社会思想や政治經濟の固定したる主義や政策ではない。自分の自由を圧へられるのが圧だと思ふと同時に他人の自由をも圧へ度くないと云ふ心の態度である。さうしたりべラるな心持ちを有つてゐるものを自由主義者と云ふのである」。⁽¹⁰⁰⁾この言葉について彼は、「嘗つて自由主義が果たした史的役割を抹殺、ないし看過してゐる」と言う。それだけでなく、清沢冽を含む「現代の自由主義者の致命的缺陷」は、その言葉の中に見られるやうな「觀念論的な錯覺的な『中立』的態度」であると断じている。⁽¹⁰¹⁾

また鈴木は、馬場の別の文章を引いて、「(資本家・労働者の——引用者) 対立社会において、無批判的に、『自由』に対する『圧迫』そのものに反感を抱く『心持ち』が、現実に」は社会主義の「独裁政治」への反対にも帰着すると述べる。したがつてそのような「自由主義者」の主張は、「議會主義的統治に対する——その本質が、要するに、少数者の支配で

あるにかゝはらず——公然隠然の支持に外ならず、それが、「多数者にとつて何を意味するか」を考慮するものではないとしている。

さらに鈴木は、団結して暴力的な直接行動によつて他人に意見を押しつけるのは「自由主義者」でないと馬場が言つてゐることについて、現実の「対立社会」で、「この種の無抵抗主義」、「自由主義者の戦術」を説教することは、如何に非自由主義的な結果をもたらすに貢献することであらう！それは、逃避的な自己満足的な小市民の地位・傾向を反映してゐるとともに、闘争における・戦線における武装解除を意味するものであつて、大砲機関銃の前に、空手赤裸になつて立つことを、多数者に、説くこと」だと非難する。つまり「自由主義者」は、「ブルジョア社会秩序の擁護者」であるために、「主観的意図が如何やうにあれ、現代においては、もはや、かうした反動的役割を演ずるに終わる外ない」というわけである。

したがつて「自由主義」が、いくらかでも「進歩的役割をはた」そうとするなら、馬場の言うような立場を捨て、「かゝる秩序」「ブルジョア社会秩序」の批判者たる見地に、自己を順応せしめる——ないしは、自己を、この方向に止揚する——かぎりにおいて「だけだと述べられる。そして「唯物論的自由主義者」は、「若干の進歩的役割をはたし」ているが、

「中立無私、超階級の公正を装」う倉田百三・阿部次郎・和辻哲郎・土田杏村などのような「観念論的自由主義者」は、「その主観的錯覚を、遺憾なく裏切つてゐる」という。

「唯物論的自由主義者」とは、「根柢に横はる徹底した唯物論的世界観と、歴史の発展に対する聡明な理解を有する人々」とされる。鈴木は、「自由主義」が進歩的役割を果たすには、「自己の自由主義を、新しい見地に止揚しなければならぬ」と言う。そしてそのような「発展」を、「長谷川如是閑氏のごときタイプの由自主義者たちに「期待」している。つまり「唯物論的自由主義者」とは、如是閑などを指している。ただ、そのような「止揚」が可能かどうかについて、鈴木はますます困難になるだろうと述べている。

これに対する「観念論的自由主義者」の一人として河合栄治郎の名があげられている。また河合は、「怯懦な正体を嗤はれてゐる」末弘巖太郎とともに、「官僚的自由主義者」とも言われている。鈴木によれば、「官僚的自由主義者から、今後、進歩的な何もかも期待しえない」という。さらに河合・末弘と並んで、「民主政が、つねに、資本制社会の下にのみ成立しえなしたし、また、しうるものであること、したがつて、資本制の存続するかぎり、社会的諸対立の許容しうるものは、『各人の完全な言論の自由』ではなくして、一定者の言論の自由にすぎないこと、歴史の進展が、かゝる対立のうち

にのみ進行しうることを、これらすべてを理解しえない」憲法学者として宮沢俊義の名前もあげられている。

「社会改良主義」「反マルクス主義」への批判

——河合批判・1

すでに鈴木が、河合の「自由主義の抬頭」という表現を暗に批判し、「自由主義の死滅」を説いていることは述べた。

鈴木は、河合について、「教授〔河合のこと——引用者〕自身のいはゆる『自由主義発展の第三の形態』たるイギリスのマクドナルド的労働党の見地の遵奉者であり、政治的な見解として『社会改良主義を奉ずる』ようだとしている。そして鈴木は、「国民の智能を動員して国策調査会を設置すべし」という河合の主張について、「反マルクス主義者河合教授」は「プロレタリア的智能」を認めないのだから、その「国民の智能」は、「つねに他の場合においてさうであるやうに、少数者の『智能』であるにすぎないと述べている。

確かに河合は、「非常時」には、「現状に即した具体的実際的な」対策が必要だとし、そのような対策を方向づける世界観が必要であるとする。そして彼は、「世界観の異なる各方面の人材を網羅し」、官庁の豊富な資料を自由に利用させて対策を作る「国策調査会」の設立を主張した。この「国策調

査会」の報告は、総花的な「不統一の対策の羅列」として一つにまとめる必要はなく、「一定の世界観に指導された有機的の一体としての対策」である二つないし三つの報告——「大體保守的なものと進歩的なものと中間的のもの」——であるべきだとする。ただ、マルクス主義者のように「徒に架空の対策を列挙して、現在に接続する明日の生活に妥当しえないもの」は、「吾々の必要とする対策ではない」とされているので、マルクス主義者の施策は、報告として予想される種類に含まれていない、すなわち「国策調査会」への参加は考慮されていないようにも思われる。

その点で鈴木の危惧は必ずしも不当ではない。しかし河合は、「自由主義の中の形式上の自由主義即ち言論の自由主義」と議会主義とはマルキシズムの言論をも擁護し、議会内にマルキシズムの代表者をも派遣せしめるのである。之を悟らずして凡そ一切の自由主義を排撃して、自己の頭に言論の圧迫と右翼独裁の強権を招致したるは、誠に傷ましき一場の悲劇であつた」と述べている。つまり河合によれば、「議会主義」は、「言論の自由主義」とともに、「自由主義」のうち「形式上の自由主義」であり、「政治が民衆の同意に基づいてのみ行なわるべきである」と云うに止まって、民衆の同意に基づいて為さるべき政治の内容が何であるかに就いては触れていないのである。したがって政治の内容は、「実質上の

自由主義」になる場合もあれば、保守主義の場合も、社会主義の場合もあるというわけである。¹⁰¹

だが鈴木は、「ブルジョア民主主義」による言論の自由は、「市民的秩序」を侵害しない場合にのみ許容される「但書附」のものであり、平等に与えられているように見えても、実は「社会的経済的諸条件」の違いで不平等になるということ河合は認識していないとする。鈴木によれば、「ブルジョア民主主義」は、そのような「本質を」持つために、「市民的秩序」の動揺によって、「必然的に、ファシズムに取つて代られる」のであるとしている。そしてブルジョアによる「ブルジョア自由主義」の放棄をマルクス主義の責めに帰する河合の態度は、「今日の『自由主義』者の特質を示す」という。¹⁰²

言論・学問の自由をめぐる対立——河合批判・2

また鈴木は、「河合教授は、『自由主義』者をもつて任じてゐるが、言論自由の範囲を大学内におけると学外一般民衆の間における場合とで夫々区別すべしと言」つていると批判する。大学外だけでなく大学内でさえ、河合が、「神の冒瀆」などのような「一定の問題については、最初から発表の自由は制限されるべきものとする」点も鈴木の批判するところである。¹⁰³

実際には、河合は次のように述べている。「大学教授の地

位の自由」には、だれがその地位を決定するのかという「形式上の自由」の問題と、何を基準としてその地位が決められるのかという「実体上の自由」の問題とがあるという。このうち後者、すなわち「大学教授はいかなる限界に於て自由を持つか」について、河合は、①「研究の自由」、②講義及び学術雑誌への発表の自由、③啓蒙のための発表の自由との三分に分ける。①はだれもが認めるものである。②は①と不可分であり、「狭少な例外を除いては制限されるべきものではない」としている。③は、②と違って、理解能力・批判能力が学生より劣る民衆を相手としていたので制限は拡大されるが、それは教授としてではなく一著作者としてなされるのであるから、教授としての地位を剝奪する理由にならないという。¹⁰⁴

このうち鈴木が指摘したのは、②の点に関して河合が「言論の自由を力説したミルトン、ロッキの如き人に於ても、神の冒瀆は限界の外に置かれた」として、発表の自由にも若干の制限があると述べたこと、及び河合が②と③との区別をつけたことについてである。前者について、鈴木が引用した「神の冒瀆」だけなら、鈴木の河合批判は、無条件に正当とは言えないように思われる。しかし河合は、鈴木が引用した文章の後に続けて、「私〔河合——引用者〕は日本に於ては国体に関する議論の如きは、限界の外に置かるべきものの如くに感ずる」としている。これが「狭少な例外」である。鈴木は

恐らく、この河合の言葉を引用して国体に関する言論の自由の限界を言う河合を批判したのでは治安維持法などに触れると考へ、そう言うことを避けたのであろう。鈴木は引用からだけでは、鈴木は河合批判の真意はわからない。当時の言論状況を考へる必要がある。

後者に関しては鈴木は言う通り、②と③とを区別する発表の自由は「自由」なのかということになるであろう。ただ、河合の主眼は、その区別自体にあるのではないことも認めなければならぬ。河合の意図は、是非はともかく、「安寧秩序を維持すべき市民としての資格と、各種の学説を研究発表すべき教授としての資格とを」厳格に峻別すること、②の発表の自由は制限が及ばないようにし、それによつて大学の教授の自由、及び教授自身の地位を守らうとするところにある。

そして鈴木は、河合が大学での教育と研究とを分離して、「大学を『学生』の人格陶冶と思想の涵養」の青年訓練所たらしめようとする思想統制策を提案」しているとは非難する。河合自身は、この点について、次のように考へている。河合は、「国家」を、安寧秩序の維持という任務を持つ「部分社会」と共同の歴史・文化・感情・利害を持つ国民の「全体社会」とに分け、大学令第一条の文言は後者の意味で捉へるべきだとする。つまり「国家思想の涵養」を、前者で解釈すると、

「治安を紊乱せざる思想の涵養」にすぎなくなり、それなら「大学を必要としない」。したがつて後者で解釈すれば、「大学は学術研究と教育とをその特殊目的とし、兼ねて人格の陶冶と全体社会に忠誠なるべき思想の涵養と」を圖ると捉へられるとするのである。

外交・軍備をめぐる対立——河合批判・3

鈴木はさらに、河合が「満州国の独立と南洋諸島の保持」を根本方針とする軍備外交策」については、議会も河合の提案した「国策調査会」も「全然容喙してはならない」と論じていることは問題であると批判する。鈴木は、この河合の議論が「はたして自由主義と言ひうるであらうか？」と言う。

外交・軍備に関して、河合が、「臨時早急の問題として、〔国策〕調査会の進行と分離して決定し、一日も早くその実行に着手すべきである」とし、「日本がこれ以上譲歩しえざる最少限度の国際政策を確立する」必要があるとして、それを「満州国の独立と南洋群島の保持」であるとしているのは事実である。ただしこれは、次の二つの考へから出たものである。

一つは、河合の構想している「国策調査会」は、早期に民衆に報告をするように六ヶ月間という期限がつけられているとはいへ、「非常時」において早急な結論が必要とされるも

のについては六カ月さえ長すぎることである。もう一つは、満州国独立・南洋群島保持は、「此の二つ殊に前者に就いては異論を挿むものがあるかも知れない」が、「それは既に帝國議會に於て承認された政策であり、それを変更することは、徒に国内の混乱を惹起するに止まるから、与えられたる既成状態として此の二つを確立した方がよからう」ということである。

もちろん河合の議論が、鈴木の議論よりも——特に満州国の独立に関して——正当性を持つてゐるということではない。むしろ鈴木の立場がとられるべきだつたらう。ただ、河合が、鈴木の言うように、この外交問題を議會の批判の外に置くべきだと強く主張していると断定はできない。

そして満州国・南洋群島の問題は、「外交軍備の対策」の第一にあげられてゐるものであり、河合は、ほかに二つの「外交軍備の対策」をあげてゐる。その一つは、日本の譲歩しえない「戦線を防衛しうる軍力」の決定は、軍事専門家の虚心坦懐な意見を國民が是認すれば、むしろそれを「一致して支持した方がよい」ということであり、もう一つは、「絶対に戦争を回避するという方針を確立すべきである」ということである。この最後の方針を他の二方針と「調和の余地」ありとした点も批判されようが、第一の点のみが河合の「外交軍備の対策」の中心でないことは一応認めねばなるまい。

議會改革案への批判——河合批判・4

鈴木は、河合の議論について次のようにも言つてゐる。「河合教授の議會改革案には、挙国一致的超党派の國策審議會の設置、（小）少数強力内閣制の導入、かかる内閣以外に内閣を掣肘する諸制度を存在せしめずして、内閣をして、國政の統一的合理的処理をはたさしめること等の主張がある」。しかし河合は、確かに「議會制度の補強工作を為す」ために、「國策調査会」を設けることを提唱し、それに付屬する「諮問機關」の設置を説いてはいるが、「挙国一致的超党派の國策審議會」なるものを設置すべきだとは述べていない。

また鈴木は、「（小）少数強力内閣制」を唯一の國政処理の制度にしようとしてゐると批判する。それは、河合が、國務大臣が兼ねてゐる各省長官の地位を分離し、「数名の國務大臣より成る」（内閣會議）を設置し、「國策の最高決定を國務大臣の會議にのみ委任」すべきだと提唱したことを指すのである。なるほど河合は、その発想を五相會議から得ているように、議會に足場を必ずしも置かない内閣への権力の集中だと危惧する理由がないわけではない。しかし河合は、統帥大権を「用兵策戦」のみに限定し、軍事国防も内閣を「終局の決定機關」にし、また天皇の諮詢に答えるという枢密院の役割

も「内閣に終局の責任を負わしめて差支えない」とし、民意を真に反映する衆議院改革なども説いている。河合の主張が、少なくともこれらの点を含んでいることに注意すべきだろう。⁽¹⁰⁾

河合の反論

それでは、河合が、鈴木批判にどう反論したかを見てみよう。まず第一に、河合は、馬場恒吾や清沢冽らが「自由主義を『心の態度』心構へ』『心持ち』と規定して、一定の内容を持つ主義でないと云った」ことに対する鈴木らの批判を、「両氏の規定を否定する限りに於て正当である」としている。河合は、馬場や清沢が「第三期の自由主義に属すると思われるに拘わらず」、そのような規定をしたのは「私〔河合―引用者〕の了解に苦しむ所であ」り、「誤りであつた」とする。

つまり「自由主義」は、「社会思想」であり、したがって現状に対する「内容ある方策を提示」しなければならぬ。「心の態度」とは、「夫々の社会状態に対して夫々の社会思想を産むべき心的基調ではあるが、それ自体は『自由主義』ではない。馬場らは、『従来自由主義者と云う社会思想家に見出された』望ましい心情を『自由主義』と不可分のものと考へたのではないかと河合は推測している。彼は、心情の

重視は理解できるが、それは「社会思想の基調たるべき哲学の領域であ」り、「理想主義の哲学」に包含されているものだとする。

しかし河合は、馬場らに対して好意的である。すなわち馬場らは、「自由主義」の自由が、ファシストやマルクス主義者のそれと違って、「自己の為なると共に他の為でもあ」り、「他に自己と同様の自由を与えることの結果として、他の為に自己が不利益を受けようとも之を甘受する」という「自由主義者に伴う『あるべき心の態度』から、必然に帰結する」ことを言いたかつたのだろうとしている。したがつてこの点に関する河合とマルクス主義者との間の議論は、「自由主義」を心情と捉えることへの反対では一致するものの、「論理の過程」は異なる。⁽¹¹⁾

第二に、鈴木が、「ブルジョア民主主義」による言論の自由の許容は「但書附」だと言つたことに対して、河合は言う。「思想上の自由」が制限されていても、「思想上の自由と政治上の自由とは、自由主義の実現せんとする理想であつて、今現に実現されているならば、既に自由主義の存在の必要はない」のだから、別に「自由主義」の欠点にはならない。それは、マルクス主義が実現しようとする社会が現在実現されていなくても、マルクス主義の欠点にならないのと同じだといふ。⁽¹²⁾

第三に、鈴木らマルクス主義者が、「自由主義」は必然的に限界づけられているということに対する答えである。河合によれば、経済的自由放任主義は、私有財産制と自由競争制とを意味するから当然、「資本主義と運命を共にする」。マルクス主義者は、経済的自由主義を根本的なものと捉えるため、それが資本主義によつて制約されているならば、「当然に他の自由主義も限界付けられることになる」としている。しかし私有財産制・自由競争制を排する河合自身は、経済的自由主義が他の「自由主義」を制約するような決定力を持っていないと考える。この問題に対して、河合は、唯物史観への反駁が一方法だが、次の二つの点から反論するとしている。

すなわち一つは、イギリスでは、社会主義も暴力革命を主張する共産主義も言論が自由であり、政治的権利がプロレタリアにも行き渡っていることである。労働党は、社会主義実現のため、自由党によつて実現された自由で十分だとしているというのである。したがつて「自由主義は必然に限界付けられると断言」することはできないとする。もう一つは、マルクスが、一八七一年にハーグで、一八七二年にアムステルダムで、英米などの国々では平和的手段によつてプロレタリアが政権を握ることができると演説し、またエンゲルスがマルクス『フランスにおける階級闘争』への「序文」(一八九

五年)で社会民主主義的な叙述をしているということである。つまりこのマルクスらの言葉は、「之等の自由(思想上、政治上の自由)が局限されないことを語り、以て資本主義自体をも倒壊しうることを語るものではないか」と河合は言う。

第四に、鈴木が、河合は「依然として社会改良主義だと速断することに対しての反論である。河合の言う「自由主義」が、「社会問題に対して社会主義を採る」ことはすでに述べた。

河合は次のように言う。「吾々社会問題の学徒の用語例に於て、改良主義(Principle of Social Reform)とは、資本主義に対して、根本的の改革を為す社会主義と対立して、局部的改革を以て甘んずる思想を云うので、独逸に於けるワグナー、シュモラー等のもの、英国に於てはミル、グリーン等の自由党の政策を指示するのである。此の意味ならば、私(河合——引用者)は社会主義者で社会改良主義者ではない。若し又社会改良主義を、議会議義によつて社会主義を実現せんとするもの即ち社会民主主義の意に解するならば、私は議会議義即ち政治上の自由主義を採るのだから、いかにも社会改良主義者である。だが革命主義か議会議義かは実現の方法の対立であつて、実現せんとする目的が社会主義か社会改良主義かと云う対立とは、区別されねばならない」。

にもかかわらず、「いかなる意味に改良主義を使用するかを説明せずに、恣意的に用語例を紊して、社会主義を社会改良主義と称し」、自分を「社会改良主義」呼ばわりするのは、「唯無理解と誤解と曲解とを脱却していない」というのである。また「鈴木氏は労働党を依然マクドナルドの党とする点に於て誤り、更に労働党を『社会改良主義』党とすることに於て誤る」としている。

第五に、鈴木が、河合は「国策調査会」に「国民の智能を動員」すると言いつつも、「プロレタリア的智能」を認めないので、「少数者の『智能』でしかないとか、満州国独立・南洋群島保持といった政策について議會も「国策調査会」も口を挟むことを認めていないとか、あるいは大学内での言論の自由に制限があるとか列挙していることについて、河合は言う。「鈴木氏は……、徹頭徹尾私の真実と反する独断を羅列し、許し難き誣告を敢えてしている。拙著『ファッシズム批判』『欧洲最近の動向』『大学生活の反省』等の精読を希望して置こう」。

第六に、「社会民主主義」には、「マルキシズムによる社会民主主義」と「理想主義を基礎とする社会民主主義」とがあり、河合の「第三期自由主義」は後者であるが、「その理想主義（所謂觀念論）を始めから偏見を以て待つ」のが鈴木だという河合の反論である。鈴木は、すでに見たように、「唯

物論的自由主義者」には「進歩的」な側面がある程度あるが、「觀念論的自由主義者」はその意図を裏切っているとしていた。しかし河合に言わせれば、「觀念論と保守反動とを聯想するのは、思想史に暗い人々である。否科学の成立を可能ならしめるもの、真理の基準を提供しうるもの、社会変革の実践を基礎付けうるもの、それこそが正に觀念論なのである。唯物論と科学と真理性と実践と、之こそ相反し相対立する觀念でなければならぬ」。

鈴木の再批判

以上が、河合が鈴木の議論に言及した点である。このうち第一のものは、鈴木に対する直接の批判ではないので、鈴木はこれには論及していない。鈴木は、「その〔河合の——引用者〕反駁がはなだ抽象的であるか、もしくは走過的であつて、実は私〔鈴木——引用者〕自身、特に再批判をする必要を感じなかつたほどである」が、残る五つの問題を再批判した。その際、第二の問題と第三の問題とは一括して扱われ、したがって論点は四つとされている。

第二及び第三の問題を鈴木は、「ブルジョア社会、資本制秩序の埒内においても、完全なデモクラシーの実現は可能であるにかゝらず、これを認めないのは誤謬であるといふ反駁」と要約し、次のように再批判している。言論の自由が完

全に認められても、「経済的不平等の存在するかぎり、実際には、そこに貧乏人にとつては巨大な不平等が存在する」という命題に対して、イギリス労働党がその綱領の中で全く「政治的思想的自由」の要求をしていないというだけでは反論にならない。しかも「イギリス労働党は、労働貴族、小ブルジョアイデオロギー支配の党であつたし、今日では社会ファシスト党とすら目されて」おり、「マルクス主義的要求を掲げないことは、何ら不思議ではない」とする。

また法的な自由・平等が政治的にどのような意味を持つてゐるのか、政治的な自由・平等が保証されたとして社会的・経済的な不平等・不自由がどれくらい残るのか、「一八〇〇年代のイギリスではなく今日の日本において」、議会主義によつて完全な法的・政治的な自由・平等が達成できるのか、なごに對する科学的考察も必要であると述べる。鈴木によれば、「資本制社会においては、富の力は誠に偉大であつて、公平なるべきものとされてゐる法や国家机关やの運用者にも、その実際の活動に際して多大の影響を与へずにはゐない」のである。結局、「資本制社会において、特に日本の議会政治を通して、完全なデモクラシー（教授〔河合——引用者〕のいはゆる社会主義がそれであるとして）が実現されるとなす教授の空想的主義のごとき」は、河合の分析の「皮相」さ、「樂觀」さ、「反動面」を示すというのである。

さらに河合が反駁の一つとしてあげるマルクス及びエンゲルスの言葉について、鈴木は、まず「一八七一年ヘーグにおけるマルクスの演説(?)なるものは、私〔鈴木——引用者〕は読んだことがない」としている。またアムステルダムの演説は、「資本主義の未だ平和期、上向期、したがつて議会主義と労働組合主義とのイギリス、特に立憲主義的伝統の深いイギリス、旧制度的障害の絶無のアメリカに關聯して言はれた」二つないし三つの例外に對する言及であり、「一般法則を樹立し得る」ものではないとし、かつマルクスの真意を知るにはマルクスの他の諸論文も参照しなければならぬという。エンゲルスの『フランスの階級闘争』「序文」については、「当時のドイツ社会民主党執行部が勝手に、その一部を抹殺して発表せるものであ」と述べている。

鈴木は、第四の問題は「教授〔河合——引用者〕を社会改良主義者と呼んだのは誤りで、教授の立場は社会主義であるという反駁」、第五の問題は「教授の諸主張について、私〔鈴木——引用者〕は全然その真意を解していないといふ反駁」と要約して、自らの最初の河合批判が不当だったかどうかを検討する。それは、河合が、先に引いたように、鈴木による批判は「許し難き誣告」だとしているからである。

鈴木は、その「許し難き誣告を」具体的に指摘していないことを「頗る遺憾である」としている。そして彼の河合に對

する批判点を再び列挙したうえで、「マルキシズムの言論の自由をも認むるに毫も吝かならざる教授を目して、反マルクス主義者とし、教授の動員しようといふ国民の智能からは、プロレタリア的智能、マルクス主義の主張は排除されるであらうと論じた点などが、最もはなはだしい「誣告」なりと感ぜられたのではあるまいか？」という。

しかし河合が、「思想、研究の絶対的自由を大学内だけに限定し」、「神の冒瀆」などについての発表の自由に制約を付していることを再論し、大学の外でも「徹底的な理論的実践的批判と克服とを旨指す」マルクス主義の言論の自由が明白に排除されているのではないかと改めて問う。確かに河合は、「反独裁主義者であり、反ファシズム主義者である」が、同時に「反プロレタリア独裁主義であり、反共産主義者である」が、鈴木は言う。「ファシズム、資本主義、しかもマルキシズムにも反対の社会主義者——私（鈴木——引用者）は、かうした人々を社会改良主義者、社会民主主義者、またある一定の場合には、社会ファシストと呼ぶ」のだと。さらに言葉を重ねて、河合は一切のものへの寛容を説くが「階級社会の制約を免れ」ておらず、「今日における知識的小ブルジョアにふさはしい」「小ブルジョアの自由主義」にすぎないというのである。

この「社会改良主義」に見られる用語の相違のため、鈴木

は、「少なからず、議論の喰ひ違ひが生じてゐる」ので、「マルクス主義者の論文著作を顧みられる際には、単に「従来の用語例」社会問題の学徒の用語例」のみに囚はれないで、マルクス主義者の用語例に対しても、充分虚心な注意を払つていただきたい」としている。また鈴木は「マクドナルド的労働党」という言葉に対する河合の批判について、鈴木は、「正確であるが、たゞ、イギリス労働党の成長、特に、その最盛期、政権時代——それが私（鈴木——引用者）のいふ社会改良主義の党として最も典型的な形式・内容を示した時代であり、今日の労働党に対しては、一部の人々は、社会ファシスト党といふ烙印を、すでに数年前から押しつけてゐる——を念頭におき、社会改良主義の党としてのそれについて語る時、私は、「マクドナルド的労働党」と言ふのをふさはしいと思つたまで」だと述べている。

さらに「国策調査会」と満州国独立などの軍事・外交問題とについて、鈴木は重ねて言う。「国策調査会」は議会主義と矛盾しないという河合の説明に対して、そのような議会制度の「補強工作」、議会政治改革案は、決して労働者農民小市民の発言権を大ならしむる所以ではなく、文武官僚中心の統制的政治の過渡たるものである。満州国独立と南洋群島保持を最低限の国策の方針とすることに異論が出るかもしれないが、「混乱を惹起するに止まるから」、既成の状態として確立

した方がよいという河合は、「一定の政治勢力、一定の政治方針に苦もなく屈服してゐる」。したがつて「国民の智能」の動員と言つても、「混乱を惹起するに止まる。智能は、当然排除される」はずだという。それは、河合が共産党の復活に危惧を抱いていることによつてもわかるのである。

残る第六の問題を鈴木は、「観念論を保守反動と結びつけるのは誤謬であるとの反駁」だと要約する。「熱烈な理想、憧憬、『積極的に人を動かす世界観を抱いて、人類社会の、成長、歴史の発展に貢献せんとして身を捨てることをも敢て辞せざる心境態度を理想主義なりとするならば、かゝる通俗的な道德的な意味では、マルクス主義こそは最高の理想主義であらう」と鈴木は言い、河合がマルクス主義⁽¹²⁾、「宿命論」⁽¹³⁾、「傍観的」とすることに反発する。

しかし鈴木が、「観念論」と「唯物論」とを対立させるとき、前提にあるのはエンゲルス『フォイエルバッツハ論』であり、そのように「解した観念論一般が、必らずしも悉く保守反動と結びつくとは、私（鈴木——引用者）は嘗て断言したことがない」と述べる。彼が言つたのは、「今日の日本において、社会を、歴史を、また自然を、一切の保守的伝統、成心、観念に囚はれずに、現実的に認識することの出来ない自由主義者、マルクス主義に対する支持を与へ得ない自由主義者は、その意図動機の如何にかゝらず、反動の役割を演ず

る外なきにいたるといふ」ことだったという。そのような限定された意味を一般化するのには「軽卒」「独断的」⁽¹⁴⁾だとしてゐる。

以上が、鈴木と河合に対する再批判である。河合はこれに對しての再反論は書かなかつた。ただ、河合はそれを書く気が全くなかつたわけではない。「鈴木氏の〔批判——引用者〕は私（河合——引用者）の批判に対する応答ではあるが、余りに細微な点に互り過ぎるので、近く之だけに就いて別文を草することし⁽¹⁵⁾」たいと述べているからである。それはともかく、この論争の勝敗を決することにさほど重要な意味はない。問題は、軍国主義的潮流に對して両者が提携する可能性があつたかどうかである。

結び

本稿の第二の目的である三者のイデオロギイ、社会観の違いについては、その都度、指摘してきた。三者のイデオロギイ的立場は、河合が「自由主義的社会主义」、矢内原が脱自由主義・非マルクス主義的社会主义、鈴木がマルクス主義的社会主义（共産主義）である。三者とも、個人が決して社会より優先して存在するのではないという認識で共通している。河合は、「集団を離れて個人は全からず」と述べ、それを「団

体の自由」などの論拠としたし、矢内原は、キリスト教信仰から社会秩序を優先して考え、個人の自由をその下に位置づけていた。鈴木も、社会が個人よりも階級から構成されることを強調する点では、個人主義性は弱いと言えよう。ただしこのうち河合は、「あらゆる成員の人格の成長が社会の理想」と考え、最も個人主義性が強く、教養主義・人格主義的である。

さて第一の目的であつた各々の「自由主義」観も明白である。矢内原も鈴木も、「自由主義」の役目がすでに終わったとみなす点で一致している。両者の「自由主義」観は、矢内原が「自由主義者」視されてきたにもかかわらず、「自由主義」を資本主義——あるいはその一段階——と結びつけてその歴史的制約を指摘する点では共通する。他方、河合は、当時の日本にとって、まだまだ「自由主義」は必要だと考えた。その河合といえども、日本には国家主義的傾向が強く、「自由主義」はそれほど強く存在していなかったことを指摘した。すなわちいずれの論者も、「自由主義」の全盛という右翼革新的な認識には立っていない。

しかし「自由主義」という字面にこだわり、単に「自由主義」の要不要について三者の見解が違ふという事に囚われはなるまい。ここでは、三者とも——「自由主義者」の呼び声高い河合でさえ——、広義の「社会主義」の範疇に入る

ことを強調しておきたい。

かつてマルクスとエンゲルスは、「ブルジョアの私有財産」を、階級対立の最後にして完全な表現であるとし、その意味で共産主義理論は「私有財産の廃止という一つの言葉に要約することができる」と述べた。鈴木はもちろんのこと、矢内原も、プロレタリアートによる自由・平等・友愛の実現を、「社会主義」と捉えた。そして河合も、労資の階級間の搾取関係の解消を主張し、何度となく「自由放任主義」の破産を強調し、「社会改良主義」でも不十分であり、「自由主義」には、私有財産制と自由競争とを廃止する「社会主義」が一体化されねばならないとしていたことに注意する必要がある。つまり三者は、三様の「社会主義者」であつた。こうして本稿による三者の「自由主義」観の検討は、三者の「社会主義」論の検討にほかならなかつたのである。

実のところ、三者がともに資本主義の廃止という議論に行き着いたのは、むしろ当然の帰結であつたと言いうるだろう。第一次大戦後、「新しい自由」(New Freedom)を政綱に掲げたアメリカのウィルソン(Woodrow Wilson)に代表される世界的な民主主義の風潮と、ロシア革命によって実体を持ったレーニン主義とは、日本にも反映し、「大正デモクラシー」と呼ばれる傾向を生み、普選運動を活性化させる一方、無政府主義、社会主義、部落解放などの思想・運動を盛んに

した。日本でも資本主義の発達により、労働者の生活状態はすでにかなり悪化しており、労働組合運動が活発になっていく。そして金融恐慌に続いて世界恐慌が起こったことは、資本主義の行き詰まり感を一層強め、経済への国家の何らかの介入は不可欠とみなされるようになっていたのである。

三者がいずれも資本主義の限界を感じ、濃淡こそ違え、「自由主義」を批判し、それぞれの「社会主義」を唱えたのは、その意味で時代状況に即したものであった。しかしその一方で、国体変革と並んで「私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシ」〔治安維持法中改正ノ件〕〔昭三・六・二九、勅令一二九号〕第一条）た結社の組織あるいはそれへの加入は、処罰の対象となりうる時代であったことも忘れてはならないだろう。いづれにせよ、河合や矢内原といった「自由主義者」と目されている人々が、自らを一種の「社会主義者」に位置づけていたことは事実である。もちろん河合と鈴木とは、議会主義への姿勢が異なり、その意味で政治的自由主義をどちらが持っているかという議論は可能である。したがって「自由主義」概念を用いるときは、どういう意味の「自由主義」なのかを明示して用いるべきで、安易に「自由主義者」というラベリングをしない方がよいように思う。

しかし「社会主義」というのも不明確ではないか、という指摘も当然ありえよう。ただ本稿では、「社会主義」とは、

私有財産制の廃止による階級社会の消滅を最終目標に掲げ、公的機関による弱者救済・経済運営を主とする一連の——これが多様性の所以である——諸方策を伴う思想・運動・体制のことである。この最終目標に「自由主義」は完全に同意しないものと見るべきではないか。もしそれをしもなお「自由主義」と呼ぶのなら、私有財産制の廃止など思いも寄らぬ類の「自由主義」とは一線を画されるべきであろう。

もとより『共産党宣言』に掲げられた共産主義への諸方策が、すでに現代資本主義社会で大方実現されていることを考えれば、「社会主義」の捉え直しの可能性もまた出てこよう。さらに社会主義陣営総崩れの現在、改めて「社会主義」を強調することがどれほどの意味があるのかと疑問視する向きもあるが、「社会主義」をマルクス主義の専売特許にしておく必要もなからう。本稿は、凶らずもマルクス主義的でない「社会主義」の可能性に対する若干の示唆を行っているかもしれない。

さて最後に本稿の第三の目的、すなわち「自由主義者」とマルクス主義者との間の提携が成り立つ可能性があったかどうか、について述べておこう。三者が広義の「社会主義」に含まれるにもかかわらず、鈴木と河合との間には、「根本的立場、見解の相違」がある。

鈴木は、「今日、一切の自由主義者を無意味視し、自由主

義的社會行動を反動視すべきであるとは言わない。滝川事件など「個々の場合」に、「適切な自由主義者たちの協力的行動を起すことは……やがて招来されるべき自由のための一里塚となしうる」とする。彼は、「種々試みられつゝある自由主義者の社会的行動」が、実りある成果を獲得するには、「わがブルジョアジーの遺棄した自由主義的諸任務を背負はされた諸勢力」が「発達」して「結合」した場合だけであるとする。そして「自由主義者」との「協力的行動」をどのように組織していくかが重要であると述べている。それに成功すれば、日本でも将来、「明るい発展的な『自由な空気』を呼吸すること」ができるとしたのである。

だが彼によれば、「幾多の自由主義者は、ますます、大ブルジョアジーの要求線に沿つての卑屈な自由主義者の最後の断片をも放棄するにいた」り、「自由主義」は、「小市民階級の客観的に見た現実逃避、闘争回避を粉飾し、ないし基礎づけるイデオロギー」でしかなくなるとされる。また、「自由主義を、社会民主主義の方面に発展せしめた人々」も、すでに労働運動の中で役割が明らかになつたように、「むしろ、より以上に、官僚的あるひは観念論的自由主義同様の意義を有することになるであらう」という。

このように「社会的行動」に訴えない「観念論的」な「自由主義者」も「社会民主主義者」も信頼できないということ

三つの「自由主義」観

になれば、いくら「自由主義的諸任務を背負はされた諸勢力」の「結合」を説いてみたところで、「自由主義者」「社会民主主義者」を排除した後に残る弱小勢力の結合でしかない。「自由主義者」の一切を反動とみなすべきでないという鈴木言葉は、その言葉自体は正当であるが、「社会的行動」を起こさない「自由主義者」に対する協力は対象とならないようである。河合がマルクス主義者との提携は無理だと認識したのと同様の結論が出ていふように思われる。将来の「自由な空気」への一縷の望みは、本人の意図はともかく、悲観的なものとならざるをえないのではないか。

また河合の方にしても、「自由主義」は「理想主義哲学」としか結びつきえず、マルクス主義の唯物論とは齟齬を来すと述べている。河合が「社会主義」よりも「自由主義」を強調したのは、「社会主義は自由主義の一部にして全部ではなく、社会主義は自由主義の一部として、他の自由主義と密接に聯関して」おり、マルクス主義のような社会主義と明確な区別をするために、また日本に「自由主義」の必要性がますます強まつていふと考へたために、さらに「自由主義の真相に関する無理解が伏在する」ためにかへつて、「自由主義なる名称を固守」したのである。自由主義の真相に関する「無理解」の存在とは、専らマルクス主義者に向けてのものである。

反マルクス主義的な「社会主義」とマルクス主義とは、こうして軍国主義的な潮流の前で論争を続け、共同戦線を張るに至らなかつたのである。その理由はいくつかあげられようが、二つのみ指摘しておこう。第一は、左翼にありがちな、両者の理論信仰に由来するものである。両者とも、理論の体系性・一貫性を追求するあまり、実際性・寛容性を失い、理論闘争を始めて相互に正統性を争う。しかも両者とも目指すのは私有財産制の廃止による階級対立の消滅であり、議論にも似ている部分が多く、そのため両者が相互に違いを際立たせようとすると、共通性がかえって近親憎悪的に作用するのである。

第二に、両者の現状認識の違いである。反マルクス主義的「社会主義」にとつて、当初の敵は共産主義しかありえなかつた。論壇での共産主義の影響力の大きさは、実際の社会での力の強さと誤認され、相対的に軍国主義的潮流を過小評価していた。反面、マルクス主義者にしてみれば、「自由主義者」の本質はファシストと変わりなく、自分たちだけがそれらに対して孤独な戦いをしているつもりだつた。両者の認識の中に共通する境界線は、マルクス主義者と反マルクス主義的「社会主義者」との間に引かれた線である⁽²⁹⁾。

鈴木は後に回顧して言う。「五・一五事件にさいして、銃をもって言論をおさえ、暴力をもって人命を奪うバーバリズ

ムを『帝大新聞』紙上に痛評した河合栄治郎博士も今は故人である。わたくしは氏とはついに一面識の機会もなく、逆に氏とは論戦もし、氏の自由主義が当時にあつてももはや進歩性をもちえぬとの批判も公にしたが、この一事によつて氏を永久に記憶する⁽³⁰⁾。河合の言論の鋭さは、決して五・一五事件に對してではなかつたが、河合に對する鈴木の評価はかなり改められたのであろう。しかしこの態度は、一九三〇年代には全く見られなかつたのである。もちろん河合の側にもそれがなかつたことを指摘しなければならない。

*註は、紙幅の関係上、概括するなどしており、わかりにくいかもしれない。予めお許しを乞いたい。

(1) 清沢冽「封建主義思想の復活」『中央公論』五〇年五号(一九三五年、一一二—一二三頁、一二七頁)。

(2) 吉田茂「回想十年」第一巻、東京白川書院、一九八二年、四〇—四二頁。

(3) 三谷太一郎「二つの戦後——権力と知識人」筑摩書房、一九八八年、五六頁。「吉田は二・二六事件を公然と批判した河合栄治郎の如き自覺的な『自由主義者』ではもちろんなかつた」とされている。

(4) 大嶽秀夫『再軍備とナシヨナリズム——保守、リベラル、社会民主主義者の防衛観』中央公論社、一九八八年、一二七頁。

(5) 日本の敗戦までの支配体制についての諸見解については、安部博純『日本ファシズム研究序説』未来社、一九七五年、二七一—五

四頁。「ファシズム」概念(あるいは「大正デモクラシー」)の適用を批判する代表的見解として、伊藤隆「昭和期の政治」山川出版社、一九八三年、など参照。しかし伊藤隆「自由主義者」鳩山一郎「近代日本研究会編『太平洋戦争』」年報「近代日本研究」4、山川出版社、一九八二年、は戦後、鳩山が「自由主義経済」を主張し、「社会主義」を批判したことに触れる一方、「自由主義」を「議会主義」と等置しているようであるが、明確な定義は見られない。誤解を招かぬように一言しておけば、鳩山がどのような意味においても「自由主義者」ではありえないと言っているわけではない。

(6) 石田雄「わが国における『自由主義』の一面——その『顛落』過程の特質からみた——」石田「日本近代思想史における法と政治」岩波書店、一九七六年、は一九三〇年代半ば、「自由主義の顛落」に対する認識の相違を指摘している。右翼によれば「自由主義」は全盛であり、「自由主義者」によれば「顛落」するほどの「自由主義」はなく、マルクス主義者によれば歴史的限界から「自由主義」の後退は必然的とされていた。また同論文は、各立場からの「自由主義」のイメージも指摘している。一つは「自由主義」を「現状維持派」として攻撃の対象とみなすもの、二つは中核に立憲主義、あるいは心的態度を据えるもの、三つは天皇制への総体的分析のための理論体系、である。同論文は非常に貴重な研究であるが、河合栄治郎についてはそれほど触れられておらず、また「現状維持派」の対応に力点を置いている。石田雄「日本の政治と言葉」上、東京大学出版会、一九八九年、は明治時代から敗戦後までの「自由」の意味を追求して有益である。そこで河合とマルクス主義者との論争に触れられているが、鈴木安蔵

の議論には触れられていない。この二つの研究以外の日本の「自由主義」研究は、大概、「自由主義者」研究、すなわち人物研究である。

(7) 河合については、評伝等はいくつか本格的な研究は少ないように思う。したがって河合の思想が私有財産制の廃止を辞さない「社会主義」であることは、河合をよく知る人を除けば、あまり一般に知られておらず、彼は、グリーンやフエビアン協会などの日本での紹介者くらいにしか認識されていないように思われる。数少ない研究の中で最も優れている論文の一つが、武田清子「河合栄治郎の自由主義論」武田「日本リベラリズムの稜線」岩波書店、一九八七年、である。同論文は、それほど強い調子ではないが、河合が資本主義の廃止を主張していたことを的確に指摘し、本格的な対照とまでは言えないが河合と矢内原とのマルクス主義に対する態度の違いにも触れている。なお若松繁信「イギリス自由主義史研究——T・H・グリーンと知識人政治の季節——」ミネルヴァ書房、一九九一年、は河合のグリーン理解を批判していて興味深い。とはいえ河合のグリーン理解の誤りは、本稿の視角からすれば、かえって河合自身の思想の表出として積極的に捉えることもできるだろう。矢内原及び鈴木に関する先行研究については、拙稿「敗戦直後の矢内原忠雄」思想「掲載予定」及び「戦時期の鈴木安蔵の言動」筑波法政「一四号(一九九一年)、のそれぞれ「はじめに」とその註を参照。

(8) 江上照彦「河合栄治郎伝」社会思想社、一九七一年、二七〇、三三四頁。大河内一男「暗い谷間の自伝——追憶と意見」中央公論社、一九七九年、一五八頁。河合らは少数意見を「学生思想問題」としてまとめている。「河合栄治郎・蠟山政道委員意見(一)

- 九三二・五)、『現代史資料42 思想統制(掛川トミ子解説)』みすず書房、一九七六年、所収、参照。
- (9) 江上、前掲書、二〇四―二〇五、二二六頁。
- (10) 『ファシズム批判』の序、『河合栄治郎全集』(社会思想研究会編 第十一巻、社会思想社、一九六七年、七頁。以下、同全集は、『全集』⑩)のように示す。
- (11) 河合栄治郎の「五・一五事件の批判」、滝川事件批判である、「滝川事件と大学自由の問題」及び「国家・大学・大学令」は、「ファシズム批判」(『全集』⑩)に、「美濃部問題の批判」、「二・二六事件の批判」及び「時局に対して志を言う」、「二・二六事件の回顧」は「時局と自由主義」(『全集』⑩)八一―九六八年)に収録された。
- (12) 河合栄治郎「自由主義の再検討」(『全集』⑩)、二九一―二九二頁。
- (13) 同右、二九二―二九六頁。
- (14) 同右、二九三―二九四、二九六―二九八頁。河合の列挙した自由の種類は、ホプハウスの列挙する「自由主義の諸要素」とよく似ている。Leonard Treawny Hobhouse, *Liberalism*, Oxford University Press, 1964, pp. 16-29.
- (15) 河合栄治郎「現代に於ける自由主義」(『全集』⑩)、三六五頁。
- (16) 河合、前掲「自由主義の再検討」、二九九―三〇三頁。河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三六七―三六九頁、参照。河合には、「ミルの『自由論』を読む」(『全集』⑩)、トーマス・ヒル・グリーン「ミルの思想体系」(『全集』①・②八一―九六八年)がある。
- (17) 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三五五―三六四頁。
- (18) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三〇三―三〇四頁。河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三七四、三七九頁。河合栄治郎「改訂 社会政策原理」日本評論社、一九三五年、二六二―二九四、四一―四一六頁、参照。河合によれば、「自由主義」は、無政府主義と違って、本来、全く強制を認めないわけではないという。
- 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三七八―三七九頁。
- (19) 河合栄治郎「私の社会主義」(『全集』⑩)八一―九六八年)二、二六六頁。
- (20) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三〇四―三〇六頁。河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三八〇頁。
- (21) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三〇七頁。
- (22) 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三六六頁。
- (23) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三三四頁。
- (24) 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三三三―三三五頁。
- (25) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三三二―三三三頁。
- (26) 河合栄治郎「国家社会主義抬頭の由来」(『全集』⑩)、九〇―九六頁。国家主義については、河合栄治郎「国家社会主義の批判」及び「国家主義の批判」(いずれも『全集』⑩)も参照。
- (27) 河合、前掲「国家社会主義抬頭の由来」、一〇一―一〇六頁。「擬似共産主義」については、河合栄治郎「社会思想と理想主義」(『全集』⑩)、九二頁、なども見よ。しかしこれは、表現としては、「擬似社会民主主義」の方が正確ではなからうか。
- (28) 河合、前掲「国家社会主義抬頭の由来」、八九―九〇、九九頁。
- (29) 河合、前掲「私の社会主義」、二六六頁。
- (30) 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三四九頁。
- (31) 同右、三四九―三五四頁。河合はマルクス主義に立つなら、「社会民主主義」よりも、「共産主義」の方が正当な理解だとする。マ

ルクスらの「社会民主主義」的な言辭について、河合、前掲「社会思想と理想主義」、九一—九三頁、なども参照。

(32) 河合、前掲「現代に於ける自由主義」、三八〇—三八三頁。

(33) 河合、前掲「国家社会主義の批判」、七四頁。しかし河合は、「国家主義」あるいは「侵略的国民主義」は「理想主義的個人主義」と対立するため、「これらと「社会主義」とは相容れない」としてゐる。

(34) 河合、前掲「自由主義の再検討」、三〇八—三一一頁。

(35) 同右、三一三—三一四頁。河合栄治郎「マルキシズム、ファッ

シズム、リベラリズムの鼎立」(『全集』⑩)、二六五頁。

(36) 同右、二六四—二六七頁。

(37) 同右、二六七—二七五頁。

(38) 同右、二七八—二八五頁。

(39) 同右、二七九—二八〇頁。議会議論については、河合栄治郎「議

会主義と独裁主義との対立」(『全集』⑩)、参照。

(40) 河合栄治郎「改革原理としての自由主義」(『全集』⑫)、二〇—

二四頁。

(41) 河合、前掲「マルキシズム、ファッシズム、リベラリズムの鼎立」、二七五—二七八頁。

(42) 土屋清「解説」(『全集』⑬)、三五〇頁。

(43) 河合栄治郎「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」(『全集』⑭)、

一一—一一三、一三五頁、河合栄治郎「自由主義とマルクス主

義との相剋——自由主義に対するマルクスの批判の再批判——」(『全集』⑯)、一六七—一六八頁。なお清沢冽や馬場恒吾は、「少

しく分明を欠く点はあるが、大体に於て、河合のいわゆる「第三期の自由主義」の論者と考えられている。河合、前掲「自由主義

の批判を繞る思想界の鳥瞰」、一〇九、一二五、一五六頁、など参照。

(44) 河合栄治郎「日記Ⅱ」(『全集』⑳)、一九六九年、六七—六八

頁(一九三五年六月十一日の条)。

(45) 同右、七一頁(同年七月二十二日の条)。

(46) 同右、七二頁(八月二十五日の条)。日記の向坂・大森の反論と

は、河合、前掲「自由主義とマルクス主義との相剋」の冒頭に触

れられている向坂逸郎「ある自由主義者の自己曝露」、「経済従来」

一九三五年八月号、大森義太郎「新装自由主義の虚妄」、「改造」一

九三五年八月号、のことを指すと思われる。

(47) 河合、前掲「日記Ⅱ」、七三頁(十月十一日の条)。「日本評論」

に書いたとあるので、この再反論は、「自由主義とマルクス主義

との相剋」(『経済従来』一九三五年十一月号)ではなく、「自由主

義論争の結末」(『日本評論』一九三六年二月号)のことと考えるべ

きかもしれない。しかし時期的には、八月に河合が向坂・大森の

三五年八月の反論を読んで再反論を期していること、十月にもう

原稿ができてゐること、さらに「結末」論文が二百字詰め原稿用

紙で百枚弱であるのに対して「相剋」論文が二百八十枚ぐらいに

達する論文であることから、「相剋」論文の方が適当と思わ

マス・ヒル・グリーンンの自由論』吉野作造編『小野塚教授在職廿五年記念 政治学研究』第二卷、岩波書店、一九二七年、河合栄治郎「自由主義」社会経済体系』第二十卷、日本評論社、一九二八年、という初期の論文である。

- (53) 矢内原忠雄「自由と自由主義」思想』八五号(一九二九年六月)、矢内原忠雄『国家の理想——戦時評論集——』ハキリスト者の信仰IV、岩波書店、一九八二年、所収、三一五、九一〇頁。矢内原忠雄「自由と青年」中央公論』一九三六年九月号、矢内原、前掲書、所収、二八四—二八七頁。矢内原の「社会的自由」論は、「社会は人間の存在の基礎であるとともに、自然な出発点」であり、「社会は個人の自由を減少させたり制限するところか、反対に創り出す」と言うバクローニンの議論と似たところがある。もつとも、矢内原のキリスト教的平等は、バクローニンには、「所詮は意味のない平等でしかなく、一人の最高の主人の前の隷従にすぎない」と批判されるであろうが。バクローニン「神と国家(二)」外川継男・左近毅編『バクローニン著作集』3、白水社、一九七三年、三一五、三一八頁。

(54) 矢内原忠雄「自由に就ての断片」矢内原、前掲書、所収、四八九頁。

(55) 河合、前掲「自由主義」、四五頁。

(56) 矢内原、前掲「自由と自由主義」、四一五、七一八頁。

(57) 同右、一一—一三頁。

(58) 同右、一三一—一九頁。

(59) 同右、一一二、八、一五、一七頁。

(60) 中村勝己「後記」矢内原、前掲書、五三—二頁。

(61) 川西実三「渡し守」、高木八尺「矢内原先生と私」、三谷隆信「向

陵の三年」、南原繁他編『矢内原忠雄——信仰・学問・生涯——』岩波書店、一九六八年、所収、三二—三四、四四頁。ただし川西実三は、「僕の知っている限りでは河合君は読書会にも柏会にも入ってません」と述べている。矢内原伊作・川西実三・三谷隆信「矢内原忠雄伝 わが友わが父」朝日ジャーナル』一七卷一三号(一九七五年三月二十八日)、五四頁。

(62) 矢内原忠雄「日記」矢内原忠雄全集』第二十八卷、岩波書店、一九六五年、二四頁(一九二一年一月三十日の条)。

(63) 一九二一年一月三十日から四月十四日までの矢内原の「日記」を見ると、彼と河合との交際の多さがわかる。しかしやがて矢内原は、「河合さんはわが友河合さんである」と言いつつ、「河合さんの濃厚なる誠に対して僕はむしろ心苦しいことすらあつた」と思い始める。同右、五三頁(三月三日の条)。矢内原が三谷隆信と楽しげに話していたのを河合が「嫉妬」したのに対して、矢内原は、「河合さんが僕に對せらるゝは *jealous* (唯一の、の意味で河合の独占欲を示す——引用者) である程熱狂的な態度であらるゝならん。然るに僕の態度は割合冷静にして、河合さんに対して *jealous* の感なき故、不満に思はれたるなるべし」と記している。同右、六八頁(三月三十一日の条)。そして四月十八日、「僕は忠雄さんを愛する。忠雄さんも僕を愛して下さいな」と言つた河合に、矢内原は、「河合さんは非常に濃厚で執着が多い様に思ふ」旨を述べ、河合を怒らせ、河合は矢内原のもとを去つた。矢内原は「ほつとして一息ついた」という。同右、八六—八九頁(四月十八日の条)。

(64) 猪木正道「矢内原先生の思い出」南原他編、前掲書、所収、一五二—一五三頁。

(65) 河合榮治郎「日記I」(『全集』②八一九六九年)、二五一頁(一九二七年六月二十二日の条)。

(66) 江上、前掲書、一八三—一八六、一九一—一九三、二三四、三三三、三三五頁、など参照。

(67) 矢内原忠雄「経済学部の問題」矢内原忠雄「民族と平和」ハキリスト者の信仰V、岩波書店、一九八二年、所収、参照。

(68) 矢内原、前掲「自由と青年」、二九五頁。

(69) 同右、二八七—三〇一頁。矢内原は、ラススキの宗教改革観やピューリタニズムと資本主義精神との関係を否定する見解に対して、「具体的なる個々の歴史的事件に対する唯物史観的解釈の余りに直線的なる不当の適用ではあるまいか」などと疑問視し、また資本主義の発展段階を無視して自由主義＝資本主義とすること批判している。

(70) 同右、三〇一頁。河合への批判は、同右、二九一頁、にも見られる。

(71) 同右、三〇二—三〇四頁。この論文のファシズムの記述部分は伏せ字が多く、論旨がつかみにくい。そこでファシズムという用語は使われていないが、矢内原忠雄「軍国主義・帝国主義・資本主義の相互的関聯」(『矢内原忠雄全集』第四巻、一九六三年、一一五—一六頁、を参照した。矢内原は、ファシズム＝軍国主義と見てはいないようだ。それは、軍国主義そのものは、民族国家の成立とともに発生し、「国民主義の一要素」だったとしているからである。フランス革命以来、「民族国家の成立には、対内的には民族の政治的統一、対外的には外国支配の排除を必要とする」。そのような「民族国家主義の一部」としての軍国主義が、民族国家の帝国化によって変質したという。つまり「帝国主義国の軍事

三つの「自由主義」観

的行動は内にありては帝国の政治的統一のため、外に対しては帝国的支配拡張のため」となった。同右、一一一—一一三頁。そのためファシズムの説明に、軍国主義の説明を持つてくることは不当かもしれない。しかし軍国主義もファシズムも、反資本主義の側面を持ちながら、資本主義と矛盾しないと指摘されているうえ、ここでは軍部の社会的基盤に関する矢内原の見方を記述しようとしているので、不当な操作とは考えない。

(72) 矢内原、前掲「自由と青年」、三〇四—三〇五頁。

(73) 矢内原、前掲「軍国主義・帝国主義・資本主義の相互的関聯」、一一三—一二一頁。矢内原は、軍事が最高の国策となった軍国主義の例として封建制をあげ、軍人の政治不関与が原則となったのが立憲政治だとする。

(74) 矢内原、前掲「自由と青年」、三〇六頁。

(75) 同右。

(76) 同右、三〇六—三〇八頁。

(77) 同右、二八四—二八五、三〇八頁。

(78) 矢内原忠雄「自由と統制」(『嘉信』一卷一号(一九三八年)、矢内原、前掲「国家の理想」、所収、二二頁)。

(79) 矢内原、前掲「自由に就ての断片」、四八九—四九〇頁。

(80) 鈴木安蔵「自由主義の死滅」(『中央公論』四九年四号(一九三四年)、鈴木安蔵「日本憲法学の生誕と発展」(『叢文閣』一九三四年、所収、二〇四—二〇七頁)。

(81) 同右、二〇七—二〇九頁。

(82) 鈴木安蔵「わが国における自由主義の過去・現在・未来」(鈴木、前掲書、所収、一五九—一六一頁。この文章は、もともと「現代における自由主義の役割」と題して「読書」創刊号(一九三三年

- 一月)に発表されたものだという。「著者序」鈴木、前掲書、一頁、及び、鈴木安蔵「自由主義の反動面」『日本評論』一〇巻八号(經濟往来、一九三五年)、一〇四頁、参照。
- (83) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二〇九頁。
- (84) 同右、二〇九―二一〇頁。
- (85) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一五八―一五九頁。
- (86) 同右、一六二―一六四頁。民政党の主張としてあげられているのは、一九三三年十一月十九日の若槻礼次郎の演説である。
- (87) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二一〇―二一六頁。ここで言われている政党政治家は、床次竹次郎や町田忠治である。
- (88) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一六五頁。
- (89) 同右、一六五―一六六頁。
- (90) 馬場恒吾「自由主義者に対する嘲笑」『読売新聞』一九三三年五月十五日夕刊。
- (91) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一六七頁。
- (92) 馬場恒吾「自由主義をめぐる論争」『読売新聞』一九三三年七月三日夕刊。
- (93) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一六八頁。
- (94) 同右、一六八―一七〇頁。
- (95) 同右、一七四―一七五頁。
- (96) 同右、一六九、一七一―一七四頁。
- (97) 河合栄治郎「非常時の実相とその克服」(全集)⑩、三九頁。
- (98) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一七〇―一七一頁。
- (99) 河合、前掲「非常時の実相とその克服」、三六一―四二頁。
- (100) 河合、前掲「議会主義と独裁主義との対立」、二四二頁。
- (101) 同右、二三九―二四一頁、など参照。
- (102) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二〇五頁。
- (103) 同右、二一六頁。鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一七一頁。
- (104) 河合、前掲「滝川事件と大学自由の問題」、特に二〇六―二一〇頁。
- (105) 同右、二〇八頁。
- (106) 同右。
- (107) 同右、二一〇頁。
- (108) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二一六頁。
- (109) 河合、前掲「国家・大学・大学令」、二一八―二二〇、二二六―二二三頁。ただし鈴木が批判したのは、河合栄治郎「大学改造論」(全集)⑩(一九六八年)である。
- (110) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二一六頁。鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一七一頁。
- (111) 河合、前掲「非常時の実相とその克服」、四〇―四二頁。
- (112) 鈴木、前掲「自由主義の死滅」、二一六頁。
- (113) 河合、前掲「議会主義と独裁主義との対立」、二五七―二五九頁。ただし河合は、「貴族院を廃止する必要を認めない。彼は、「民衆の選出する代表者の議会に対し、ある種の閉止めの役を努める機関の存在を認める」というのである。しかし「下院を通過した法案は、二回引続き否決しえないというが如き権限の条件を付す

る必要があり、また「華族と云う門閥に生まれたからと云う理由で、その質の如何を問わず貴族院に列することは不合理だから、華族の数を激減して、之に代うるに現在の勅選議員を以てすべきである」と述べている。

(114) 河合、前掲「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」、一二五—一二七頁。

(115) 同右、一二八—一二九頁。

(116) 同右、一四四—一四六頁。確かにエンゲルスは、ドイツ社会民主党が普通選挙権によって、党勢を拡大したことなどに言及し、「パリケードによる市街戦は、…時代おくれとなり、選挙が「プロレタリアートのまったく新しい一闘争方法」となっていることを示唆している。しかし「革命の権利は、そもそも唯一の真に「歴史的な権利」であり」(圈点原文)、放棄されたわけではない。マルクス(中原稔生訳)「フランスにおける階級闘争」大月書店、一九六〇年、一五一—一八、二四—二八頁、など。

(117) 河合、前掲「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」、一五六—一五八頁。

(118) 同右、一五八頁。

(119) 同右、一六二頁。

(120) 鈴木、前掲「自由主義の反動面」、一〇二頁。

(121) 同右、一〇二—一〇三、一〇九—一一〇頁。一八七二年九月二日から七日までハーグで開催された国際労働者協会第五回年次大会の後、マルクスは、八日にアムステルダムの大衆集会で演説し、労働者が政治権力を握る手段はどこにおいても同一というわけではなく、各国の制度・風習・伝統を考慮しなければならぬとして、次のように述べている。「アメリカやイギリスのように、そ

してもし私があなたがたの国の制度をもつとよく知っていたならば、おそらくオランダもそれに付けくわえるであろうが、労働者が平和的な手段によってその目標に到達できる国々があることを、われわれは否定しない。だが、これが正しいとしても、この大陸の大多数の国々では、暴力がわれわれの革命のことでならざるをえないことを、認めなければならない。マルクス(「ハーグ大会についての演説」大内兵衛・細川嘉六監訳「マルクス全集」エンゲルス全集第十八巻、大月書店、一九六七年、一五八頁。河合は前段を強調したのであり、鈴木の前掲は、マルクスの正確な理解としては正しいだろう。なおハーグのインターナショナル第五回大会は、バクレーニンを除名した大会である。バクレーニンは、マルクスのアムステルダム演説を、資本家とプロレタリアートとの間で平和的に社会問題が解決できるとしたものだと言及している。バクレーニン「反マルクス論」前掲「バクレーニン著作集」3、三八五頁。

また河合の言う一八七一年のハーグでのマルクスの演説というものは確認できなかった。ただ、この年、九月二十一日の国際労働者協会ロンドン協議会でも、マルクスは、「われわれは各国政府に言わなければならない。…われわれは、可能なところでは平和的な方法で、また、必要とあれば武器をとって、君らとたたかうだろう」と(圈点——引用者)述べ、翌年のアムステルダムと同様の発言をしてはいる。「労働者階級の政治活動についてのマルクスの演説の記録」、前掲「マルクス全集」エンゲルス全集第十七巻、一九六六年、六三二頁。

(122) 鈴木、前掲「自由主義の反動面」、一〇二—一〇七頁。

(123) 同右、一〇二、一〇八頁。エンゲルス(松村一人訳)「フォイエ

ルバツハ論』岩波書店、一九六〇年、二八一―四六頁、など参照。

(124) 河合、前掲「自由主義とマルクス主義との相剋」、一六八頁。

(125) マルクス・エンゲルス(大内兵衛・向坂逸郎訳)『共産党宣言』

岩波書店、一九五一年、五八頁。

(126) 鈴木、前掲「わが国における自由主義の過去・現在・未来」、一七四―一七六頁。鈴木は「自由主義の闘士のごとく讃嘆された」京都帝国大学の旧法学部の教授たちも、「大学にのみ一定の言論自由をみとめんとするものであり、大学以外の言論自由のごときは、最初から問題とされてゐない」「官僚的自由主義」だとする。これに対して学外の言論の自由、マルクス主義の研究の自由を主張した点で鈴木が高く評価するのは、森戸辰男である。同右、一七二頁。ちなみに森戸が大学の自由には歴史的に必然的な限界があるとしたのを大学の使命という点から批判したのが、河合栄治郎と矢内原忠雄であった。差し当たり、藤田若雄『矢内原忠雄・その生涯と信仰』教文館、一九六七年、八九―九六頁、参照。

(127) 河合、前掲「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」、一五五頁、など参照。

(128) 河合、前掲「自由主義とマルクス主義との相剋」、二二六―二二七頁。

(129) 戦後、「民主社会主義者」を、右よりも左に強く対立させることとなる現実状況につき、松沢弘陽「社会主義と自由民主政——大正デモクラシーから民主社会主義——」松沢『日本社会主義の思想』筑摩書房、一九七三年、三六八―三七一頁、に指摘がある。この理由の説明は、そこから示唆を受けたものである。

(130) 鈴木安蔵『憲法学三十年』評論社、一九六七年、一七八―一七

九頁。

(付記) 本稿は、筑波大学に提出した博士論文の一部に手を加えたものである。御指導賜った進藤榮一先生を初め、論文審査に加わっていた三石善吉、中村紀一、波多野澄雄、秋野豊の諸先生に感謝申し上げたい。また脱稿後、筑波政治学フォーラムで報告する機会をいただいた(一九九二年二月二十六日)。その際、本稿の根本に関わる疑問・指摘も多々いただいたが、十分に生かすことができなかつた。お詫び申し上げますとともに、御出席賜った諸先生方、大学院生各位に謝意を表したい。(社会科学系助手)